<資料編>

参考資料1

環境保護法 (LEP: Law on Environmental Protection)

ベトナム社会主義共和国 独立 - 自由 - 幸福

ベトナム社会主義共和国 国民議会 第9議会第4期日 (1993年12月6日から12月30日まで)

環境保護法

環境は、人とその他すべての生物の生存、および国家、民族、人類全体の経済的、文化的、社会的発展において、特に重大な関わりを有するものである。

本国民の健康を守り、すべての者が健全な環境において生活する権利を擁護し、本国の持続可能な発展に寄与し、結果として本国の環境と全世界の環境との保護に貢献することを目的に、国家管理能力の効率を高め、環境保護に関わる国家機関、経済社会組織、ベトナム人民軍、すべての個人に対しての責務を高めるために;

ベトナム社会主義共和国 1992 年憲法第 29 条および第 84 条とに基づいて;

本法は、環境の保護について規定する。

第1章 総則

第1条

環境は、密接に相互関連している自然要素と人工物質要素とからなり、こうした要素は人間を取り巻き、 さらに、人類と自然との生命、生産、生存、発展に影響を与えている。

本法において規定される環境保護には、健康的で清浄な美しい環境の保全、かかる環境の改善、生態学的均衡の確保、人類および自然がかかる環境に与える悪影響の防止・克服、天然資源の合理的かつ経済的な開発・利用を目指す活動が含まれる。

第2条

本法においては、下記用語は次のように定義する。

- 1. 「環境構成要素」とは、すなわち、大気、水、土壌、音、光、地球内部、山地、森林、河川、湖沼、 海洋、生物、生態系、人の居住区域、生産地域、自然保護区、自然景観、景勝地、歴史遺跡、その他 の物理的形態を意味する。
- 2. 「廃棄物」とは、日常生活、生産工程、その他の活動から廃棄された物質を意味する。廃棄物は、固体、気体、液体、その他の形態をとる。
- 3. 「汚染物質」とは、環境を有害なものに変化させる要素を意味する。
- 4. 「環境汚染」とは、環境の有する特性を変化させ、その結果、環境基準に違反することを意味する。
- 5. 「環境劣化」とは、環境構成要素の性質、量を変化させ、その結果、人の生活や自然に悪影響を与えることを意味する。
- 6. 「環境事故」とは、人間の活動過程において発生した出来事あるいは災難、または、自然の異常な変化で、重大な環境劣化を引き起こすものを意味する。環境事故は下記に示す原因により発生し得る。
 - a) 暴風雨、洪水、干ばつ、地割れ、地震、地滑り、地盤沈下、火山爆発、酸性雨、ひょう、気候変化、その他の天災。
 - b) 環境に損害を引き起こす可能性のある火災、森林火災、生産・商業施設における技術的故障、または、経済関連施設、科学関連施設、技術関連施設、文化関連施設、社会関連施設、保安関連施設あるいは国防関連施設における火災。
 - c) 鉱物あるいは石油・ガスの探鉱、探査、開発あるいは輸送中における事故、坑道崩壊、石油噴出・ 流出、パイプライン破損、(輸送船の)難破、製油所およびその他工業施設における事故。
 - d) 原子炉、原子力発電所、核燃料処理プラント、核燃料再処理プラント、あるいは、放射性物質保管所における事故。
- 7. 「環境基準」とは、環境管理の基礎とするため定められた規範、許容限度を意味する。
- 8. 「クリーン・テクノロジー」とは、環境をまったく汚染しない、または最低限レベルの汚染物質しか 発生させない技術工程あるいは技術的解決策を意味する。
- 9. 「生態系」とは、一定の環境において、個々同士や周囲の環境と相互に作用しながら共存、発展する 生物群の体系を意味する。
- 10. 「生物多様性」とは、自然界において生物の遺伝情報、種、亜種、および生態系が豊富であることを意味する。

11. 「環境影響評価(E.I.A.)」とは、社会経済開発プロジェクトや計画、生産・商業施設、経済関連施設、 科学関連施設、技術関連施設、医療関連施設、文化関連施設、社会関連施設、保安関連施設、国防関 連施設、その他の施設が環境に与える影響を分析・評価・予測し、さらに環境保護に対するしかるべ き解決策を提案する過程を意味する。

第3条

国は、国全体の環境保護を統一管理し、環境保護を目的とする計画の策定を行い、中央と地方レベルの 環境保護活動能力の確立を行う。

国は、国内外の組織・個人による、各種形態での環境保護に対する投資や、科学的、技術的進歩の成果を環境保護に応用することを奨励する投資政策を採用する。また、かかる組織・個人がかかる成果に対して有する合法的権益を保護する。

第4条

国は、環境保護に関する、教育、訓練、科学的、技術的調査研究の実施、科学や法律関連知識の普及を 計画・実施する責任を負う。

組織と個人とは本条に規定する各活動に参画する責任を負う。

第5条

国は、天然資源と環境とに関する国益を保護する。

ベトナム国は、環境保護分野において世界各諸国や、外国の組織・個人との協力関係を拡充する。 第6条

環境保護は、全国民の共通目的である。

組織・個人はすべて、環境を保護し、環境保護に関する法規を遵守する責任を有し、さらに、環境保護に関する法規に対する違反行為があった場合、かかる行為を看取、弾劾する権利・義務を有する。

ベトナム国領土内において活動する外国の組織・個人はすべて、ベトナム国の環境保護に関する法規を遵 守しなければならない。

第7条

生産・商業目的で環境構成要素を利用する組織・個人は、必要があれば、環境保護のための経費を拠出しなければならない。

政府は、本条に規定する経費の拠出に関する条件、水準、方法を規定する。

自らの活動により環境に損害を与えた組織あるいは個人は、法の規定に基づきその損害を賠償しなければならない。

第8条

国民議会、人民評議会、ベトナム祖国戦線およびその所属組織は、それぞれの責任と権限との範囲内において、環境保護に関する法規の施行を管理・監督する責任を負う。

政府、各人民委員会は、環境保護に関する法規の施行を計画・実施する責任を負う。 第9条

環境劣化、環境汚染あるいは環境事故を引き起こす行為すべての行為を厳重に禁止する。

第2章 環境劣化、環境汚染、環境事故の防止と対策

第10条

国の各機関は、それぞれの職務と任務との範囲内において、環境現状を調査、研究、評価し、その結果を国民議会に対して定期的に報告する責任を負う。また、環境汚染地域を指定した上で、かかる地域について国民に通知し、環境劣化、環境汚染、環境事故の防止と対策に関する計画を策定する責任を負う。組織・個人は、環境劣化、環境汚染、環境事故の防止と対策に関する活動に従事する責任を負う。第 11 条

国は、すべての組織・個人に対して、環境構成要素の合理的な開発と使用、先進技術およびクリーン・テクノロジーの応用、廃棄物の徹底的利用、原材料の経済的使用、科学研究活動、生産活動、消費活動における再生可能エネルギーおよび生物学的製品の利用を奨励し、それらを実施するのに好ましい状況を創出する。

第 12 条

組織・個人は、すべての野生動植物種を保護し、生物多様性を維持し、森林、海洋および全生態系を保護する責任を負う。

生物資源の開発利用は、かかる資源の生存の密度や種を確実に回復させるために、しかるべき方法および許可された道具や手段を用い、その結果、生態系の不均衡が防止されるように、それぞれに規定された季節特性や区域を遵守しなければならない。

森林の開発利用は、「森林保護・開発法」に定められた計画と具体的規定を厳守しなければならない。 国は、荒廃地、露出丘陵、露出山地における造林、緑化に組織・個人を参画させることで、森林被覆の急速 な拡大と河川流域の保護とを行う計画を策定する。

第13条

自然保護区、自然景観区の使用・開発利用は、当該分野の管理当局と環境保護国家管理担当機関との許可を取得し、さらに、かかる保全地域の行政管理を担当する現地の人民委員会に登録しなければならない。 第 14 条

農業用地、林業用地、水産養殖用地の利用は、土地利用計画、土地改良計画を遵守し、生態系の均衡を保つものでなければならない。 化学薬品、化学肥料、殺虫剤、その他生物学的製品の使用は、法の定める規定を遵守しなければならない。

生産・商業活動、あるいは建設工事の実施は、土壌浸食、地盤沈下、地滑り、土壌塩化、土壌硫化、無秩序な脱塩化、ラテライト化、砂漠化、沼地化を制限、防止、阻止する対策を講じなければならない。 第 15 条

組織・個人は、水源、上下水道システム、植生、衛生施設を保護し、都市、市街地、郊外地域、人口集中地域、観光地域、生産地域の公衆衛生に関する規則を遵守しなければならない。 第 16 条

生産・商業活動、その他の活動を実施するにあたり、組織・個人はすべて、環境衛生対策を実施し、環境基準の遵守と、環境劣化、環境汚染、環境事故に対する防止と対策のために、しかるべき廃棄物処理設備を備えなければならない。

政府は、環境基準を定め、さらに基準の公布とその施行を監督する権限を各行政レベルに委任する。 第 17 条

本法の施行前においてすでに業務を開始している経済関連施設、科学関連施設、技術関連施設、保健関連施設、文化関連施設、社会関連施設、保安関連施設、国防関連施設を管理する組織・個人は、環境保護国家管理担当機関による評価を受けるために、それぞれの施設に関する環境影響評価報告書を提出しなければならない。

環境基準を遵守しない場合、当該の組織あるいは個人は、環境保護国家管理担当機関の規定する期間内に是正対策を実施しなければならない。所定期限の満了時点においても、環境保護国家管理担当機関の要求事項が満たされない場合、かかる管理機関は国家の上位機関に報告し、業務停止などの罰則が審査・決定されるようにする。

第18条

組織・個人が、生産地区、人口集中地域、経済関連施設、科学関連施設、技術関連施設、保健関連施設、文化関連施設、社会関連施設、保安関連施設、国防関連施設を建設・改修する場合、または、外国からの投資プロジェクト、合弁プロジェクト、その他社会経済関連開発プロジェクトを実施する事業主は、環境保護国家管理担当機関に対して環境影響評価報告書を提出し、環境保護対策に関する評価を求めなければならない。

環境影響評価報告書の審査結果は、管轄当局によるプロジェクトの承認、あるいは事業実施認可の要件の一つとなる。政府は、環境影響評価報告書の作成・評価に適した様式を詳細に規定し、さらに、第 17 条と本条に規定する特別な保安・国防関連施設に関する具体的規則を定める。

国民議会は、環境影響が大きなプロジェクトについてその審査・決定を行う。対象となるプロジェクト は、国民議会常任委員会が決定する。

第19条

環境保護に関連する技術、機器、設備、生物学的製品、化学製品、有害物質、放射性物質、各種の動植物および遺伝子、微生物の輸出・輸入は、当該分野の管理当局と環境保護国家管理担当機関による承認を取得しなければならない。

政府は、本条に述べる各分野および種類ごとにその項目を規定する。 第 20 条

地下水を含む鉱物および鉱物製品を探査、開発、輸送、加工、貯蔵する過程において、組織・個人は、環境基準を遵守するようしかるべき技術を適用すると共に、環境保護対策を実施しなければならない。 第 21 条

原油・ガスを探査、開発、輸送、加工、貯蔵する過程において、組織・個人は、しかるべき技術の適用と環境保護対策の実施、石油の漏出・流出、火災、爆発の防止計画の作成とかかる事故に適時対応するのに要する設備の設置を行わなければならない。

原油・ガスを探査、開発、加工する過程における有害化学薬品の使用は、技術証明による保証と共に、 環境保護国家管理担当機関による管理・監督を受けなければならない。 第 22 条

水路、航空路、道路、鉄道の輸送機関を運営する組織・個人は、環境基準を遵守し、さらに、関連の管理 当局と環境保護国家管理担当機関とから環境基準の遵守についての監督と定期検査を受けなければならな い。輸送手段の運営が規定された環境基準に適合しない場合、その運営を許可しない。

第23条

第 27 条

有害物質、可燃性物質あるいは爆発性物質の生産、輸送、取引、使用、貯蔵あるいは処分を行う組織・個人は、人間やその他の生物の安全性に関する規則を遵守し、さらに、環境劣化、環境汚染、環境事故の発生を防止しなければならない。

政府は、本条に規定する有害、可燃性、爆発性物質の各物質名についてその一覧を規定する。 第24条

原子力産業プラント、原子炉、原子力関連研究施設、放射性物質生産・輸送・利用・貯蔵施設、核廃棄物処理施設の立地、設計、建設、運営は、原子力および放射能の安全性に関する法定規定と、環境保護国家管理担当機関の定めた規則とを遵守しなければならない。

有害電磁放射線あるいは有害電離放射線を発する機器、設備、物質を利用する組織・個人は、放射能の安全性に関する法定規定を遵守し、さらに、かかる設備類に対する点検と環境影響評価とを頻繁に実施し、環境保護国家管理担当機関に対して定期的に報告しなければならない。 第 26 条

廃棄物あるいは汚染物質を収集、投棄、処理する敷地の選択やその輸送は、環境保護国家管理担当機関 と当該地域の関係当局とが定めた規則を遵守しなければならない。

有害物質、病原性物質、可燃性物質、爆発性物質を含有する排水、廃棄物および非分解性廃棄物は、廃棄前にしかるべく処理しなければならない。環境保護国家管理担当機関は、本条に規定する排水と廃棄物を具体的に定め、廃棄前における処理工程を監督する。

死者の遺骸あるいは遺体の埋葬、安置、防腐処理、火葬、移動は、環境衛生を確保するため、近代的な 方法、手段で実施し、「公衆衛生保護法」を遵守しなければならない。

すべてのレベルの行政機関は、埋葬地、火葬場の計画を策定し、国民に対して旧式な慣行を放棄していくよう指導する。

共同墓地、火葬場は、居住地域、水源地から遠く離れた場所に立地しなければならない。 第28条

組織・個人はそれぞれの活動過程において、許容限度を超え、周辺住民の健康を害し、周辺住民の生活に 悪影響を与える騒音あるいは振動を引き起こしてはならない。

すべてのレベルの人民委員会は、病院、学校、公的機関、居住地区の所在する地域において騒音防止対策を実施する責任を負う。

政府は、爆竹の生産と使用を制限する規制、次いでその生産と使用を厳禁する規制を公布する。 第 29 条

以下の活動は、厳禁する。

- 1. 森林の焼却や破壊と、環境に損失を与え、生態系の均衡を壊す無節制な鉱物開発。
- 2. 大気を汚染する煙、粉塵、有毒ガス、悪臭の排出と、許容限度を超えた放射線、放射能の周辺環境への放出。
- 3. グリース、油、有害化学薬品、許容限度を超えた放射性物質、廃棄物、動物の死骸、枯れた植物、有害で伝染性のあるバクテリアやウイルスの水源地への排出。
- 4. 許容限度を超えた有害物質を土壌中へ埋めたり、排出したりすること。
- 5. 政府が定めた貴重種あるいは希少種に属する動植物の利用や取引。
- 6. 環境基準に適合しない技術・設備の輸入、廃棄物の輸出入。
- 7. 動植物資源を利用するにあたって、その大量破壊を引き起こすような方法、手段、道具を用いること。

第3章 環境劣化、環境汚染、環境事故の是正

第30条

環境劣化、環境汚染、環境事故を引き起こす生産・商業活動やその他の活動を実施する組織・個人は、当該地域の人民委員会と環境保護国家管理担当機関とが環境の保護に向けて規定した是正対策を実施しなければならない。さらに、法の規定に基づき損害に対する責任を負う。

第31条

許容限度を超過した放射能、電磁放射線、電離放射線を発生させた組織・個人は、その影響を抑制、是正する対策を直ちに実施し、事態の解決のため、当該分野の管理機関、環境保護国家管理担当機関と同時に当該地域の人民委員会とに適時報告しなければならない。 第 32 条

環境事故への対処とは、以下のものを含む。事故原因の除去、人民・財産の救助、人民の生活を援助し、 安定させること、損害を受けた施設の修理、生産回復、環境衛生の回復、伝染病の予防・阻止、損害を調 査し、その統計数値を収集すること、環境変動の監視、影響を受けた地域の環境を修復すること。 第 33 条

環境事故の徴候を見つけた者は、適時の対策を求めるため、直ちに当該地域の人民委員会、最寄りの機関あるいは団体へ通知しなければならない。

環境事故の発生地に所在する組織・個人は、適時にそれを是正するようしかるべき対策を実施し、当該の上級行政当局と最寄りの人民委員会、環境保護国家管理担当機関に直ちに報告しなければならない。 第34条

環境事故発生地区を管轄する人民委員会の委員長は、是正対策を実施するための人的資材、物的資材、 その他の手段を緊急動員する権限を与えられている。

環境事故が数地区にまたがる地域において発生した場合は、各地区における人民委員会の委員長は、協力して是正対策を実施する。

環境事故が当該地区の是正能力を超えたものである場合は、科学技術環境省が各関係機関の長と協力して是正対策の実施を決定し、首相に報告する。

第 35 条

環境事故が特に重大なものである場合は、首相が緊急是正対策の実施を決定する。

かかる重大な環境事故が復旧された時点において、首相は、緊急是正対策の実施解除を決定する。 第 36 条

人的資材、物的資材やその他の手段を動員して環境事故を是正する権限を与えられた各機関は、動員された組織・個人に対して、その経費を法の規定に基づき返済する。

第4章 環境保護の国家管理

第37条

環境保護に関する国家管理の対象となるのは以下の事項である。

- 1. 環境保護に関する法令、規則等の公布と施行の計画、実施と、環境基準の公布。
- 2. 環境保護戦略と政策や、環境劣化、環境汚染、環境事故の防止、管理、是正を目的とする計画の作成とその実施の指導。
- 3. 環境保護施設および関連施設の設立と管理。
- 4. 監視システムの計画、設立、管理と、環境現状の定期的な評価、環境変化の予測。
- 5. 各プロジェクト、生産施設、商業施設に関する環境影響評価報告書の審査。
- 6. 環境基準を遵守していることを示す証明書の発行と取り消し。
- 7. 環境保護に関する法規に対する遵守の監督、査察、調査と、環境保護に関する紛争、訴え、苦情の解決、環境保護に関する法規に対する違反の処理。
- 8. 環境科学、環境管理分野での職員の訓練と、環境保護に関する知識、法規についての啓発、広報、普及。
- 9. 環境保護の分野における研究・開発活動と、科学・技術面の進歩の応用に関する計画と実施。
- 10. 環境保護の分野における国際関係の構築。

第 38 条

政府は、その権限と責任とに基づいて全国の環境保護を統一的に国家管理する。

科学技術環境省は、環境保護の国家管理機能を担う責任を政府に対して負う。

各省庁、省庁に相当する機関、その他政府機関はすべて、それぞれの関連職務と権限、責任の範囲内において、それぞれの管轄分野と直轄する施設に関し、科学技術環境省と協力して環境保護を実施する。

各省および中央直轄市の人民委員会は、その担当レベルにおいて環境保護の国家管理に関する職務を遂行する。

科学技術環境局は、担当地区における環境保護について各省および中央直轄市の人民委員会に対して責任を負う。

第39条

環境保護国家管理担当機関の組織、職務、責任、権限については、政府が決定する。 第 40 条

環境保護国家管理担当機関は、環境保護に関する専門的な査察を職務として実行し、さらに、関係各省・各部局の環境保護における専門査察官と協力する責任を負う。

環境保護における専門査察官の組織、義務、権限、活動、調整については政府が決定する。 第 41 条

査察を行うにあたり、査察団あるいは査察官は以下の権限を有す。

- 1. 関係組織・個人に対して、査察に必要な文書の提出と質問への回答を要求すること。
- 2. 現場における技術的管理対策の実施。

- 3. 緊急の場合、重大な環境事故を引き起こす恐れのある活動の一時停止の決定。法に基づいてその決定に対する責任を負う。また、直ちに当該事案を管轄権のある国家機関に報告して決定を求めるか、あるいはさらに上位の機関に対して環境事故を引き起こす可能性のある活動を停止させるよう勧告すること。
- 4. 法に対する違反行為の処理に関しては、それぞれの管轄権の範囲内において処理するか、あるいは管轄国家機関への勧告を行う。

第 42 条

組織・個人は、査察団あるいは査察官がその職務の遂行に対して便宜を図らなければならない。また、査察団あるいは査察官の下した決定を遵守しなければならない。

第 43 条

組織・個人は、査察団あるいは査察官がかかる組織・個人の施設に関して下した結論・決定に不服のある場合、査察を決定した当該機関の長に対して抗議する権利を有する。

組織・個人は、環境保護に関する法規に対する違反行為について、環境保護国家管理担当機関やその他管 轄国家機関に対して苦情を申し立て、告発する権利を有する。

苦情の申し立て、告発を受理した機関は、法の規定に基づきその申し立て、告発を調査、解決する責任を負う。

第 44 条

環境事故、環境汚染あるいは環境劣化の発生地域において活動している組織・個人が複数存在する場合、 是正対策を行う責務を負う組織・個人を以下の通り定める。

- 1. 環境事故、環境汚染あるいは環境劣化が単一の省あるいは中央直轄市において発生した場合、かかる 省あるいは市の環境保護専門査察官が責任を負う当事者を決定するか、あるいは当該地域の人民委員 会の委員長に提案・報告してその審査と決定を求める。一方またはそれ以上の当事者が決定に不服の ある場合、かかる当事者は、科学技術環境省に対して苦情を申し立てる権利を有する。科学技術環境 省の決定は、優先される。
- 2. 環境事故、環境汚染あるいは環境劣化が2ヵ所以上の省あるいは中央直轄市において発生した場合、科学技術環境省の環境保護専門査察官が責任を負う当事者を決定するか、あるいはかかる査察官が科学技術環境省に対して提案・報告してその審査と決定を求める。一方またはそれ以上の当事者が科学技術環境省の決定に不服のある場合、かかる当事者は、首相に対して苦情を申し立て、決定を求める権利を有する。

第5章 環境保護に関する国際関係

第 45 条

ベトナム政府は、各国の独立、主権、領土保全、利益を相互尊重することを基本として、環境保護に関する国際条約、国際協定すべてを尊重し、すでに調印あるいは参加しているすべての環境関連の国際条約、国際協定を施行する。

第 46 条

ベトナム政府は、ベトナム国内における環境に関する人的資源の訓練、環境に関する科学的研究、クリーン・テクノロジーの応用、環境改善プロジェクトの立案・実施、環境事故・環境汚染・環境劣化の防止、廃棄物処理プロジェクトについて、他国、国際組織、外国組織・個人に対して優先政策を実施する。第 47条

環境事故あるいは環境汚染の発生源となる可能性のあるものを、ベトナム国領土を通過して輸送する組織・個人、輸送手段所有主は、許可を申請し内容を申告した上で、ベトナム国の環境保護国家管理担当機関による管理・監督下に服さなければならない。ベトナム国の環境保護に関する法規に対する違反行為があった場合、かかる違反行為の程度に応じて、ベトナム国の法に基づいて処理する。 第 48 条

環境保護に関する紛争がベトナム国領土において発生し、一方の当事者あるいはすべての当事者が外国 人である場合、国際法と国際慣行とを考慮しながら、ベトナム国の法に基づき解決する。

ベトナム国とその他の国との間において環境保護に関する紛争が発生した場合、国際法と国際慣行とを 考慮に入れながら、交渉に基づいて解決する。

第6章 報奨と違反行為の処理

第 49 条

環境保護活動、環境事故を示す徴候の早期発見および適時報告、環境事故、環境汚染、環境劣化の是正、環境に損害を与える行為の防止において、望ましい実績を示した組織・個人には報奨を与える。環境保護、

環境事故、環境汚染、環境劣化の是正、環境保護に関する法規に違反する活動の阻止に参画する過程において、財産、健康あるいは生命に損害を被った場合は、法の規定に基づき賠償される。 第 50 条

環境を破壊する行為をなしたり、環境に対して損害を引き起こした場合、環境事故の発生時において管轄国家機関による動員命令を無視した場合、環境影響評価に関する規則を実施しない、あるいは環境保護に関するその他の法定規定に違反した場合は、違反行為とその結果の性質と程度に応じて、行政処分を受けるか刑事責任を追及される。

第51条

環境保護に関する法規に違反したり、環境保護に関する法規に違反した者を保護することに自らの地位と権限を利用し、自らの責任感の欠如のために環境事故あるいは環境汚染を発生させた場合は、違反行為とその結果の性質と程度に応じて、処罰されるか刑事責任を追及される。

第 52 条

環境保護に関する法規に違反する行為をなし、国またはその他の組織・個人に対して損害を与えた組織・個人は、本法の第50条と第51条とに規定の罰則に加えて、損害とその損害がもたらした結果の是正に要するコストについて、法の規定に基づき賠償しなければならない。

第7章 施行規定

第 53 条

本法の公布前に環境に対して重大な損害を与えるとともに、長期間に及ぶ悪影響を環境と国民の健康とに与えてきた国内外の組織・個人は、かかる損害、悪影響がもたらした結果の程度に応じて、政府の定める規定に基づきその損害と環境修復とに対する責任を負う。

第54条

本法は、その公布日より発効する。

本法に反する以前の諸規定はすべて無効とする。

第 55 条

政府は、本法の施行細則を規定する。

本法は、1993 年 12 月 27 日、ベトナム社会主義共和国国民議会の第 9 議会第 4 期日で可決された。 国民議会議長

署名: ノン・ドク・マイン

参考資料 2

環境保護法実施のための政令(Government Decree No.175/CP)

政府 No.175/CP ベトナム社会主義共和国独立 - 自由 - 幸福

1994年10月18日、ハノイ

環境保護法実施のための政令

政府は、

- ・1992年9月30日付「政府組織法」に基づき;
- ・1993年12月27日付「環境保護法」に基づき;
- ・科学技術環境大臣の提案に基づき、

以下の通り命ずる。

第1章 総則

第1条:

本政令は、ベトナム社会主義共和国の国民議会で 1993 年 12 月 27 日に可決後、1994 年 1 月 10 日付の国家主席 (大統領)決定 No.29L/CTN により公布された「環境保護法」の実施を目的とする詳細規定を定める。

第2条:

本政令の各規定は、「環境保護法」に規定される通り、すべての組織・個人およびベトナム社会主義共和国の領土において居住、労働するすべての外国組織・個人のすべての活動に適用される。 第3条:

国際関係に関する各環境保護規定は、「環境保護法」の規定と、その他ベトナム国の法の関連規定およびベトナム国が調印あるいは参加している国際条約の関連規定とに基づき実施されなければならない。

ベトナム国が調印あるいは参加している国際条約の規定が本政令の規定と異なる場合は、かかる国際条約の規定が適用される。

第2章 環境保護に関する国家管理責任の配分:環境保護に対する組織・個人の責任

第4条:

- 1. 科学技術環境省は、国全体の環境保護を統一的に国家管理する責任を負い、以下の職務と任務との範囲内において、環境保護活動を計画・実施、指導する責任を負う。
 - a) 環境保護に関する法令、規定等を作成し、政府に提出して公布を求めること、あるいはその権限 に基づき、かかる法令、規定等を公布すること。
 - b) 環境保護に関する戦略と政策を作成し、政府に提出して公布を求めること。
 - c) 環境劣化、環境汚染、環境事故の防止、阻止、克服に関する長期計画および年次計画と、環境保護 プロジェクト、環境保護に関連するプロジェクトに関する長期計画、年次計画の準備・調整と実 施、その草案作成を統括すること、その文書を政府に提出して決定を求めること。
 - d) 環境を観測するための総合システムを計画、構築、管理運営すること。
 - e) 全国の環境現状を調査し、調査結果について政府と国民議会に定期的に報告すること。
 - f) 特定の施設や事業計画が及ぼす環境影響評価に関する報告書を、本政令第3章の規定に基づき審査すること。
 - g) 環境保護分野における科学、技術面の進歩の成果を応用することを目的とした指導を行い、研究活動を実施すること、環境基準の策定と適用を計画・実施すること、環境基準適合を示す証明書の発行、取消しを行うこと、環境管理、環境保護の環境科学者や幹部職員とを対象とした研修コースを計画・実施すること。
 - h) 「環境保護法」の実施に関して、指導を行い、各部局、地域、組織、個人を監督すること、環境 関連の検査を計画・実施すること、環境保護に関する苦情、訴えをその権限の範囲内において処 理すること。
 - i) 国際組織への加入、環境保護に関する国際条約の調印あるいは参加に関わるすべての提案を政府に 提出すること、環境保護に関連する国際的な活動を実施すること。
- 2. 環境局は、科学技術環境大臣が遂行する国全体の環境保護に対する国家管理職務を補助する責任を負う.

環境局の任務、権限、組織は、科学技術環境大臣が規定する。

第5条

- 1. 各省庁、各内閣レベルの上級機関、政府に属する各機関は、それぞれの責任範囲において、「環境保護法」の規定に基づき、以下の事項に対する責任を負う。
 - a) それぞれの責任範囲内において、「環境保護法」の規定に基づき、環境保護に関する法令、規定等を起案し、政府に対してその権限に基づき公布するよう提案すること。 国全体の環境保護に関する総合的な戦略、政策に基づき、それぞれの環境保護に関する戦略と政策とを作成すること。
 - b) 科学技術環境省の指導に基づき、それぞれの下位部局とそれぞれが直轄する機関によって、「環境保護法」の規定と、環境保護計画、環境保護対策の実施を指導、監督すること。
 - c) それぞれの下位部局が実施する環境保護関連プロジェクトを管理運営すること。
 - d) 本政令第3章の規定に基づき、事業計画、生産施設、商業施設が及ぼす環境影響評価に関する報告書の審査を行うこと。
 - e) 「環境保護法」に規定された権限に基づき、環境保護に関する紛争、請求、訴えを処理し、環境保護に対する違反に対処する手段を提案すること。
- 2. 各省庁、各内閣レベルの上級機関、政府に属する各機関は、科学技術環境省と協力して以下の活動を 実施する。
 - a) それぞれの下位部局によって、環境の現状を調査、観測、研究、評価すること。
 - b) それぞれの下位部局によって、環境劣化、環境汚染、環境事故の防止、阻止、克服に関する計画 を起案し、政府に提出して決定を求めること、その計画を準備、実施すること。
 - c) それぞれの下位部局によって、環境保護分野における科学、技術面の進歩に関して研究し、その成果を応用すること。
 - d) それぞれの下位部局によって、環境保護に関する知識、法律の啓発、広報、普及を行うこと。

第6条:

- 1. 省と中央直轄市の各人民委員会は、環境保護の国家管理の実施に関して、以下の事項に対する責任を 負う。
 - a) それぞれの権限に基づき、環境保護に関する法令、規定等を各管轄地区において公布すること。
 - b) 環境保護に関する国および当該地域の定める行政規則の実施を各管轄地区において指導、監督すること。
 - c) 特定の施設や事業計画が及ぼす環境影響評価に関する報告書を、本政令第3章の規定に基づき審査すること。
 - d) 生産施設や商業施設の環境基準適合を示す証明書の発行、取消しを行うこと。
 - e) 中央政府機関と協力して、環境保護に関する法規に対する違反を各管轄地区において調査、検査、 処理すること、他の組織・個人に対して「環境保護法」の規定を実施するよう促すこと。
 - f) 環境保護に関する紛争、申し立て、訴え、提案を、任命された権限の範囲内において受理し、処理 すること、あるいは問題解決のための当局機関に受け渡すこと。
- 2. 各省の科学技術環境局は、各管轄地区において環境保護の国家管理を実施する責任を、省および中央直轄市の人民委員会に対して負う。

各省の科学技術環境局の任務、権限、組織は、省および中央直轄市の人民委員会が科学技術環境省の 指導に基づき規定する。

第7条:

各国家機関と各国民組織とは、環境保護に関して以下の事項に対する責任を負う。

- 1. 環境保護に関するすべての法の規定および中央政府機関と地方当局が定めたすべての規則が各機関、 組織内において確実に実施されるようにすること。
- 2. 各機関、組織の構成各員の環境保護に関する責任感を高めるよう、広報、啓発を行うこと。
- 3. 国家機関、国民組織が有する責任、権限の範囲内において、環境保護に関する法規の実施を調査、啓発、監視すること、環境保護に関する法規に対する違反を発見し、問題解決のための当局機関に適時報告すること。

第8条:

すべての生産・商業組織は、以下の事項に関する法規を厳守しなければならない。

- 1. 環境影響の評価、環境基準の適切な実施の確保、環境劣化、環境汚染、環境事故の防止、阻止、克服。
- 2. 法の規定に基づく環境保護のための金銭拠出、環境に有害な行為に起因する損害賠償。
- 3. 査察任務における査察団、査察官への完全な文書の提供と便宜供与、査察団、査察官による決定の遵守。
- 4. 広報活動、啓発活動による党幹部、職員の環境保護に対する道義心の育成、各生産・商業組織の操業地域における環境現状の、各管轄地区における環境保護国家管理担当機関への適時報告。

第3章 環境影響の評価

第9条

以下の分野の投資家、プロジェクト管理者、各機関および企業の幹部は、環境影響評価を行わなければならない。

- 1. 地域開発の総合的戦略、省、中央直轄市の開発戦略や計画、都市開発、人口拡大戦略。
- 2. 経済関連プロジェクト、科学関連プロジェクト、健康管理関連プロジェクト、文化関連プロジェクト、社会関連プロジェクト、保安関連プロジェクト、国防関連プロジェクト。
- 3. 外国組織・個人あるいは国際組織が投資、援助、付与あるいは提供した資金により、ベトナム国領土において実施されるプロジェクト。
- 4. 本条の 1、2、3 に規定するプロジェクトであって、1994 年 1 月 10 日以前に承認され、要請された 環境影響評価を実施していないプロジェクト。
- 5. 1994 年 1 月 10 日以前にすでに活動していた経済関連組織、科学関連組織、健康管理関連組織、文化 関連組織、保安関連組織、国防関連組織。

第10条:

- 1. 環境影響評価には、以下が含まれる。
 - a) プロジェクトあるいは施設の活動地域の環境現状を評価すること。
 - b) プロジェクトあるいは施設の活動に起因して生じる環境影響を評価すること。
 - c) 環境保護対策を提示すること。
- 2. 本条に規定の事項はすべて、「環境影響評価報告書」と呼ばれる報告書の形式で別途提出すること。 第 11 条:
- 1. 第 9 条の 1、2、3、4 に規定する事項に関しては、環境影響評価報告書の作成を「予備評価」と「詳細評価」の 2 段階で行う(4 に規定する事項に限っては、詳細評価のみを実施しなければならない)。 環境影響予備評価報告書の内容については、付表 .1 に規定する。 環境影響詳細評価報告書の内容については、付表 .2 に規定する。
- 2. 第9条の5に規定する事項に関しては、環境影響評価報告書の内容を付表 .3に規定する。

第12条:

- 1. 環境影響評価に用いた方法は、客観的、科学的、実用的で、現行の国際基準に基づいたものでなければならない。
- 2. 環境影響評価報告書は、しかるべき専門的知識と設備とを有する機関、組織が作成しなければならない。
- 3. すべての組織、施設は、環境影響評価報告書の作成にあたってベトナム国の環境基準を適用しなければならない。環境基準がまだ規定されていない分野に関しては、環境保護国家管理担当機関から合意文書を取得しなければならない。

第13条:

環境影響評価報告書の審査に用いる関係書類は、以下の通りである。

- 1. 第9条の1、2、3、4に規定する事項に関するもの。
 - a) 環境影響評価報告書。
 - b) 当該プロジェクトに関する関係書類と、関連参考資料。
- 2. 第9条の5に規定する事項に関するもの。
 - a) 環境影響評価報告書。
 - b) 当該組織における、生産・商業活動の現状と、その他関連事項に関する報告書。
- 3. 審査に用いる関係書類は3部作成すること。
 - 第9条の3に規定する事項に関しては、ベトナム語で作成する。

第14条:

- 1. 進行中のプロジェクトおよび稼動中の組織による環境影響評価報告書の審査は、2 段階に分けて実施する。
 - a) 科学技術環境省は、国家レベルの審査を実施する。科学技術環境省が、専門下位部局に審査実施 権限を与えることができる場合もある。
 - b) 地方レベルの審査は、各省の科学技術環境局が実施する。 審査の対象区分は、付表 に示す。
- 2. 科学技術環境省は、その環境影響評価報告書を国民議会に提出して審議を求めるべきプロジェクトの一覧を政府に提出する責任を負う。

第 15 条:

- 1. 環境保護の国家管理を委ねられた機関は、環境影響評価報告書の審査を実施する責任を負う。
- 2. 必要であれば、「審査評議会」を設立する。

- a) 科学技術環境省は、中央レベルにおける「審査評議会」の設立を決定する。
- b) 各省および中央直轄市の人民委員会人民委員長は、省レベルにおける「審査評議会」の設立を決定する。
- 3. 「審査評議会」は、科学者、管理職公務員、さらに可能であれば、社会組織の代表者および一般国民 の代表者で構成される。「審査評議会」の構成人数は、9名を超えることはできない。

第 16 条:

環境影響評価報告書の審査期間は、関連文書をすべて受け取った日から数えて 2 ヵ月を超えることはできない。

第9条の3に規定する事項に関しては、その審査期間は投資ライセンスの交付に規定された期間に適合するものでなければならない。

第17条:

環境保護の国家管理を委ねられた機関は、「審査評議会」の提案に基づいて環境保護に対する技術的な計画作成を監督し、その対策を実施する責任を負う。 第 18 条:

「審査評議会」の結論に同意しない場合、当該の投資家、プロジェクト管理者、各機関および企業の幹部は、「審査評議会」の設立を決定した機関および環境保護の国家管理を委ねられた上級機関に対して異議申し立てを行う権利を有する。

異議申し立ては、その受理日から最大でも3ヵ月以内に審査、解決されなければならない。第19条:

本政令第9条に規定する事項であって、国防省および内務省が管理するものについては、国防大臣および内務大臣が、科学技術環境省の指導に基づき環境影響評価報告書の作成、審査を行う。 第20条:

- 1. 本政令第9条の5に規定の事項については、科学技術環境省の指導に従って、環境影響評価報告書の作成、審査を段階的に、また指定された期間で行わなければならない。
- 2. 稼動中の企業、組織の環境影響評価報告書に対する審査結果は、以下の4区分に分類される。
 - a) 追加の環境保護対策を実施することなく、その稼動継続を許可する。
 - b) 廃棄物質を処理する施設の建設への投資を要する。
 - c) 使用技術の変更と、施設の移転を要する。
 - d) 稼動停止。

第4章 環境劣化、環境汚染、環境事故の防止、阻止、克服

第21条:

国立公園、自然保護区、歴史的遺跡、文化的遺跡、景勝地等の使用、利用は、管轄当局の管理部門より 許可を受けなければならない。ライセンスの交付前に、管轄当局の管理部門は、環境保護国家管理担当機 関から(文書による)同意を取得しなければならない。

使用、利用許可の文書受領後、ライセンスに名称、氏名を記載された組織・個人は、上記の各保全地区を直轄する地区当局に対して登録手続きを実施しなければならない。

ライセンスには、以下の事項が明記されていなければならない。使用を認める対象および範囲、利用の目的・期間、利用期間中における環境保護のための予防策および対策。 第 22 条:

環境に関連のある活動を行う組織・個人は、環境基準を遵守しなければならない。 ベトナム国の環境基準の種類は以下の通りである。

- 1. 土壌保全に関する環境基準
- 2. 水質保全に関する環境基準
- 3. 大気保全に関する環境基準
- 4. 騒音公害規制に関する環境基準
- 5. 放射線・電離分野における環境基準
- 6. 住宅地区における環境保全に関する環境基準
- 7. 生産地区における環境保全に関する環境基準
- 8. 森林保護分野における環境評価に関する基準
- 9. 生物保護分野における環境評価に関する基準
- 10. 生態系保護分野における環境評価に関する基準
- 11. 海洋保全に関する環境基準
- 12. 自然保護区・自然景観の保護に関する環境基準
- 13. 産業・都市・民間建築物の計画における環境基準

- 14. 有害および放射性物質の輸送、貯蔵、使用に関する環境基準
- 15. 露天採鉱および坑内採鉱鉱山の開発に関する環境基準
- 16. 動力付き輸送手段に関する環境基準
- 17. 微生物使用施設に関する環境基準
- 18. 観光地域の環境保護に関する環境基準
- 19. 輸出入分野における環境基準
- 20. 病院・特殊医療施設に関する環境基準

科学技術環境省は、その他関係省庁、関係下位部局と協力して、上記の基準を作成、公布する。 第 23 条:

動物、植生(種子も含む)、微生物、遺伝子源を輸出あるいは輸入するすべての組織・個人は、管轄当局の管理部門および環境保護国家管理担当機関から許可を取得し、さらに、ベトナム国における伝染病対策の管轄機関から伝染病試験証明書を取得しなければならない。ライセンス(許可証)に記載された物体が人間、牛、家禽に伝染病を引き起こすことにより、あるいは環境汚染・環境劣化を引き起こすことにより、危険をもたらす可能性のあることがわかった組織・個人は、最寄りの地区当局および環境保護国家管理担当機関に直ちに報告し、当該の問題に対して隔離あるいは排除による対策を直ちに実施することが可能となるようにしなければならない。

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(CITES)」(ワシントン条約)に規定された貴重動植物、希少動植物について、すべての組織・個人は「森林保護・開発法」および「水生資源保護法令」を遵守しなければならない。本条に規定する分類・種の一覧は、森林省(付表)、漁業省、農業・食品工業省(現:農業農村開発省)により示される。第24条:

有害化学物質、生物学的製品を輸出・輸入しようとするすべての組織・個人は、管轄当局の管理部門および環境保護国家管理担当機関から許可を取得し、さらに、現行のベトナム国の基準を遵守しなければならない

許可の申請に際しては、正確な利用目的、数量、特性、組成、製法(入手可能な場合)、商品名、生産会社の名称、生産された国の名称を明確にしなければならない。かかる組織・個人は、ライセンス(許可証)に記載された通りの正確な種類と数量を輸出・輸入しなければならない。

上記の物質、製品の有用性が消失し、処分が必要となった場合、かかる物質、製品の所有主は廃棄物の数量、特性、処分技術を明確に開示し、さらに、処分工程は、環境保護国家管理担当機関および公安権限を有する機関の監督を受けなければならない。

植物用化学薬剤については、かかる組織・個人は「植生保護および伝染病対策に関する法令」を遵守しなければならない。

第25条:

プロジェクトおよび合弁事業に要する設備、技術一式の輸入は、経済面、技術面の輸入根拠が承認されると共に、当該プロジェクトの環境影響評価報告書が環境保護国家管理担当機関により審査され、結論を下された場合のみ行うことができる。

環境保護にとって重要な個別設備については、その設備が必要であると判断された場合、環境保護国家 管理担当機関が検討し、輸入許可を与える。

この種の活動にライセンスを与える権限は、以下の通り異なる行政レベルに配分する。

- 科学技術環境省は、「国家審査評議会」が承認したプロジェクトおよび合弁事業に輸入ライセンス(許可証)を交付する。
- 各省の科学技術環境局は、科学技術環境省の指導に基づき、上記以外のプロジェクトおよび合弁事業に輸入ライセンス(許可証)を交付する。 第 26 条:
- 1. 陸上、鉄道、水上で運行する輸送手段はすべて、規定の基準を超えた有害物を含有する煙、粉塵、油、ガスを周辺環境中へ排出してはならない(付表)。上記輸送手段については、それが「環境保護法」の発効後にベトナム国に輸入されたものである場合、運行開始前に排出基準の規定に適合させなければならない。
- 2. エンジン付き輸送手段はすべて、その運行時において、騒音が規定レベルを超えないようにしなければならない(付表 1、2、3、4)。
- 3. 「環境保護法」の発効日前に運行許可を与えられた輸送手段について、その所有主は、環境中へ放出される煙、有害廃棄物の量を最小限にするために、技術的な変更を加えなければならない。1995 年 4 月 1 日以降においては、都市部で運行する動力付き輸送手段はすべて、排出される煙のレベルが 60 ハートリッジ¹を超えないようにし、さらに、上記物質を排出して環境汚染を引き起こしたり、許可レ

¹ 排ガス中の微粒子濃度の単位 (HSU: Hartridge Smoke Unit)

ベルを超える騒音を引き起こしたりしてはならない。

上記基準に適合しない輸送手段はすべて、その運行を停止する。

4. エンジン付き輸送手段の所有主は、病院、療養所、学校、人口密集住宅地区を休憩時間(正午)および 22 時以後に通り過ぎる場合、警笛を使用してはならない。

運輸通信省は、輸送手段に対する検査を計画・実施し、その輸送手段が環境基準に適合していることを証明するライセンスを交付する責任を負う。

第27条:

- 1. 固体状、液体状、気体状の物質を排出しているすべての生産・商業施設、病院、ホテル、レストラン 等は、当該物質が自己施設の管理範囲外へ排出される前に環境基準に適合するような処理を計画・実 施しなければならない。上記の廃棄物処理技術は、国家管理機関から承認を受けなければならない。
- 2. 都市部および産業地区において日常的に排出される物質は、廃棄物管理規則に基づき収集、輸送、処理されなければならない。
- 3. 微生物や病気の原因となるウィルスを含有する廃棄物は、現行の規則に基づき、公共の廃棄場所への廃棄前に慎重に処理しなければならない。
- 4. 分解の困難な有害化学物質を含有する廃棄物は、日常的な廃棄物用の廃棄場所へ廃棄せず、特別な技術により処理しなければならない。

第28条:

- 1. 有害要素あるいは病原性微生物を含有し、環境汚染を引き起こす可能性のある廃棄物の輸出入は禁止する。
- 2. 科学技術環境省は、すべての下位部局および地域に対して、環境衛生基準に適合し、生産用物質として輸入を許可される再生物質、廃棄物質の一覧作成を指導し、それを首相に提出して決定を求める。 第 29 条:

1995年1月1日以降、ベトナム国の全領土におけるすべての種類の爆竹の生産、輸送、取引、貯蔵、使用を禁止する。

政府は、花火の生産および一部の特別休日と祭日における使用を規定する。

第30条:

- 1. 科学技術環境省は、特に重大な環境事故事例を首相に報告し、緊急処理対策を提案してその決定を求める
- 2. 特に重大な事例に該当する環境事故とは、以下の事項に対して直接、重大な損害を引き起こすものをいう。
 - a) 人命と財産
 - b) 経済関連施設、社会関連施設、保安関連施設、国防関連施設
 - c) 多くの省および市からなる広範囲の地域
 - d) 国際的影響が生じる地域
- 3. 国防省および内務省は、環境問題の処理において主要機関の役割を果たす特別対策委員会を編成する。 科学技術環境省は、国防省、内務省および各関係省庁、関係下位部局と協力して、かかる対策委員会 の編成計画を作成し、その計画を首相に提出して決定を求める。

第31条:

環境事故の克服に要したコストを動員された組織・個人に対して支払う場合、その支払いは動員された 組織・個人と動員側当局との間の合意に基づいて実施する。

財務省は、かかる種類の支払いに関する詳細規定を定める。

第5章 環境保護任務の財源

第32条:

環境保護任務の財源には、以下のものが含まれる。

- 1. 環境保護活動、環境保護に関する科学的研究任務、環境保護の国家管理任務に割り当てられた国家予算。
- 2. 社会経済関連プロジェクトの環境影響評価報告書に対する審査費用。環境構成要素を生産・商業目的で利用する組織・個人が、財務省の定める詳細規定に基づき支払う環境保護費用。
- 3. 上記以外の財源(例えば、行政規則違反に課される罰金、社会経済関連組織が拠出する資金等)。 第33条:

政府は、環境劣化、環境汚染、環境事故への対処を目的とする「国家保全基金」を設立する。この基金は、環境劣化、環境汚染、環境事故の緊急事例を処理するのに用いる。

上記基金の財源には、国家予算より拠出された資金、企業(外国人との間の合弁事業を含む)が提供した資金、ベトナム国内外の組織・個人がベトナム国内の環境保護活動のために提供した資金が含まれる。

科学技術環境省および財務省は、かかる基金の管理、利用に関する規則を定める。

第34条:

以下の分野において、あるいは以下の目的のために、生産・商業活動を行うすべての組織・個人は、環境保護に対する費用を支払わなければならない。

- 石油、ガスおよびその他鉱物資源の開発
- 空港、港、バス停留所、鉄道駅
- 動力付き輸送手段
- 上記以外の環境汚染を引き起こす生産・商業分野

環境汚染を引き起こす生産・商業活動を行うすべての外国組織・個人は、環境保護に対する費用を支払 わなければならない。

かかる費用は、生産・商業活動によって引き起こしうる環境への損害のレベルに応じて決定する。 科学技術環境省および財務省は、環境保護に対する費用の徴収、利用に関して細部にわたり指導する。 第 35 条:

環境保護任務の財源は、毎年以下の活動に対して支出される。

- 1. 環境要素、特に、土壌、水、大気、森林、海および関連する栽培地の基本調査。
- 2. 大規模な省および市、産業地区、密集住宅地区、油田開発中の海域における環境汚染状況の調査。
- 3. 市および産業地区における環境保護対策、環境再生対策、環境改善対策、廃棄物(特に有害物質)管理対策。
- 4. 持続可能な社会経済関連開発および生物多様化に対して重要な意味を持つ生態系の保全・再生プロジェクト(対象は、国立公園、自然保護区、河口域沈水地の生態系、沿岸域沈水地の生態系、塩生森林生態系、沈水サンゴ礁生態系、貴重種生物、希少種生物、遺伝子資源保護等)。
- 5. 環境保護に要する基盤施設の建設。

第36条:

科学技術環境省および財務省は、現行管理規則に基づき、環境保護活動に用いられる資金、財産の徴収、 支出、管理に関する規定を定める。

第6章 環境保護に関する検査

第37条:

科学技術環境省は、以下に述べる任務をもって環境保護に関する専門的検査を計画・実施する責任を政府に対して負う。

- 1. 全省庁および全下位部局が行う環境保護活動と、人民委員会がその管轄地区においてそれぞれの行政 レベルに従って行う環境保護の国家管理活動とを検査すること。
- 2. 「環境保護法」の規定の遵守を検査すること。組織・個人が環境要素を使用、利用する場合において、 環境劣化、環境汚染、環境事故の防止、阻止、克服に関する基準、規則の規定を遵守しているか検査 すること。

第38条:

環境保護に関する専門的検査の組織、権限、活動範囲は、科学技術環境大臣および国家査察長官が「環境保護法」および「査察に関する法令」の規定に基づき、双方合意の上で規定する。

第7章 実施規定

第39条:

本政令は、その署名日より発効する。本政令に反する以前の行政規則はすべて本政令により無効とする。 第 40 条:

すべての省庁、内閣レベルの上級機関の長官、政府に属する機関の長官、各省および中央直轄市の人民 委員会人民委員長は、それぞれの任務と権限に基づき、本政令の実施に関して細部に渡る指導を行う責任 を負う。

政府代表

首相

署名:ヴォ・ヴァン・キエット

付表 .1 環境影響予備評価報告書の内容

.はじめに

- 1. 報告書の目的
- 2. 報告書を構成する文書、およびデータベース
- 3. プロジェクトの簡単な説明

.環境の状況に関するデータ

量的評価と質的評価。量的データがない場合、影響の程度により、自然要素(水、土壌、大気等)ごとに、重度、中度、軽度あるいは不詳と区分すること。

.プロジェクト実施中における環境影響評価

環境の主な要素ごとの、概略的評価

- 1. 大気
- 2. 水
- 3. 騒音
- 4. 土壌
- 5. 生態系
- 6. 固形廃棄物
- 7. 歴史的景観
- 8. 基盤施設
- 9. 輸送機関
- 10. 地域衛生
- 11. 上記以外の要素

.結論と勧告

- 1. 当該プロジェクトが及ぼす環境影響に関する結論
- 2. 詳細評価を受ける必要のある問題点に関する勧告

付表 .2 環境影響詳細評価報告書の内容

.はじめに

- 1. 報告書の目的
- 2. 報告書を構成する文書、データ
- 3. 評価方法の選択
- 4. 報告書作成に用いた組織、構成員、方法、工程

.プロジェクトの簡単な説明

- 1. プロジェクトの名称
- 2. プロジェクトの実施者、代理人の名称 プロジェクトの価値に対応する実施可能性調査あるいは 文書を手配したもの
- 3. プロジェクトの社会経済面における目的、プロジェクトの国家的意義
- 4. プロジェクトの主な内容、プロジェクトから得られる可能性のある社会経済面の利益
- 5. プロジェクトの進捗工程、プロジェクト開発計画
- 6. プロジェクトのコスト、コスト算出方法

.プロジェクト実施地における環境の状況

- 1. プロジェクト実施地に関連する地理条件、社会経済条件の概略説明
- 2. プロジェクトを実施しなかった場合の状況予測
- . プロジェクト実施が環境要素と天然資源要素とに及ぼす影響
 - プロジェクト実施がプロジェクト実施地の各環境要素に与える影響の説明 各影響発生時点における影響の特徴、程度、頻度を示すこと。 プロジェクトを実施しなかった場合の状況と比較すること。
 - A. 物理的環境構成要素が水質、大気に及ぼす影響
 - B. 生物資源と生態系に対する影響
 - 1. 水生の生態系
 - 2. 陸生の生態系
 - C. 天然資源と環境に対する影響
 - 1. 給水
 - 2. 輸送手段

- 3. 農業
- 4. 灌漑
- 5. **エネルギー**
- 6. 鉱山、石油の探索
- 7. 産業
- 8. 小規模産業
- 9. 上記以外の目的での土地利用
- 10. 保健衛生の創出と保護
- D. 人々の生活の質に直接関係する条件に対する影響
 - 1. 社会経済的条件
 - 2. 文化的条件
 - 3. 美的側面
- 2. プロジェクト実施に関する概略的環境評価

プロジェクト実施の各代替案に対する総合的環境開発の分析。

各代替案に起因する天然資源、環境に及ぼす損害とその対策。

この部分では、以下の情報の提供を要する。

生産活動への資材投入量

生産活動の廃棄物

生産物

投入された資材が環境に与える影響の予測

3. プロジェクトが環境に及ぼす悪影響を軽減する対策

プロジェクトが環境に及ぼす悪影響の克服を目的とする技術対策、技術、管理方法を詳細に示す こと。

プロジェクトの代替案ごとに、それぞれの対策により得られる利益、その実施コストを比較すること。

4. 概略的評価

環境影響評価における予測に対する信頼度の概略的評価。将来的に、環境影響評価においてより 確実な結論を導き出し、さらに予測の精度を上げるのに求められるであろう研究、調査、測定作 業。

.プロジェクト実施の代替案に関する勧告

- 1. 環境の観点から選択すべきプロジェクト実施の選択肢に関する勧告
- 2. 代替案の承認に伴う環境保護対策に関する勧告

付表 .3 活動中の組織に関する環境影響評価報告書の内容

.はじめに

- 1. 報告書の目的
- 2. 報告書の文書データ
- 3. 活動、能力、資材、生産物、保険、労働者給与の要約

.活動中の組織、かかる組織の技術、事業効率等の要約

.事業地における環境の現状の概略

生物学的要素:内陸生態系、水生の生態系

物理的要素:水、土壤、大気

基盤施設:給水・排水設備、輸送手段、灌漑

社会経済的条件、地域衛生

.活動中の組織を取り囲む環境に対する影響の評価

評価の判定基準

- 1. 大気
- 2. 水
- 3. 騒音
- 4. 土壌
- 5. 生態系
- 6. 廃棄物
- 7. 景観、歴史的遺跡
- 8. 基盤施設

9. 輸送手段

10. 地域衛生

11. その他

上記判定基準のそれぞれについて、(基準値と比較して)量的評価、質的評価を行う必要がある。(量的データがない場合、影響の程度により、重度、中度、軽度あるいは不詳等と区分すること)環境損害の概略的評価:社会経済にとっての利益と損失

.環境対策の代替案

代替技術、提案技術、必要コスト、代替案実施について示すこと。

.結論と勧告

主な結論

代替案に関する勧告、活動中の組織に対して引き起こされる影響を削減する対策に関する勧告

付表 EIA 報告書審査権限の区分

実施中プロジェクト、活動中企業	MOSTE	DOSTE
1 鉱業	大・中規模鉱山	小規模
2 石油探鉱、精製、石油化学製品、ガス	すべて	
3 化学プラント	すべて	
4 製鋼プラント	すべて	
5 非鉄金属プラント	すべて	
6 皮革製品工場	1,000T/年以上	その他
7 織物工場	3,000万 m/年以上	その他
8 農薬工場	すべて	
9 ゴム・塗料工場	すべて	
10 プラスチック工場	1,000T/年以上	その他
11 放射線使用施設	すべて	
12 空港	すべて	
13 輸出加工区	すべて	
14 水力発電用ダム、貯水池	1 億 m³/年以上	その他
15 灌漑システム	限界值以上	その他
16 火力その他発電プラント	3万 kW 以上	その他
17 セメントプラント	50万 T/年以上	その他
18 紙・紙パルプ工場	4 万 T/年以上	その他
19 製薬工場	中央直轄市域	その他
20 肥料プラント	10万 T/年以上	その他
21 食品加工工場	1,000T/年以上	その他
22 砂糖工場	10万 T/年以上	その他
23 病院	500 床以上	その他
24 鉄道、1,2,3級幹線道路	50km 以上	その他
25 送電施設	110kV 以上	その他
26 観光地、行楽地	100ha 以上	その他
27 石油・ガソリン貯蔵施設	3,000m³以上	その他
28 有害化学物質貯蔵施設	すべて	
29 プランテーション	2,000ha 以上	その他
30 材木採取林	3,000ha 以上	その他
31 産業植林場	2,000ha 以上	その他
32 水産養殖場	200ha 以上	その他
33 海港	10万 T/年以上	その他
34 合板工場	50万 m ² /年以上	その他
35 移住地域	500 世帯以上	その他
36 沖積平野開発	500ha 以上	その他
37 機械工場	5 万 T/年以上	その他

1	38	通信施設	レーダー施設、中央放送施設	その他
	39	冷凍工場	大・中規模	小規模
	40	建築資材工場	大・中規模	小規模
	41	ホテル、商業施設	大・中規模	小規模

付表 貴重森林動植物一覧表(省略)

付表 全車両に対する排出基準/新車両に対する排出基準(省略)

付表 .1 許容振動(省略)

付表 .2 各 OCTA における振動(省略)

付表 .3 車両に対する騒音基準(省略)

付表 .4 地域別騒音基準(単位 dBA)

地区	午前6時~午後6時	午後6時~午後10時	午後 10 時~午前 6 時
区分	55	50	45
区分	65	60	50
区分	70	65	55
区分	75	70	60
区分	80	75	65

注:

区分 : 静けさを必要とする地域、例えば、病院、幼稚園、学校、図書館、研究施設等区分 : 住宅地区、ホテル、事務所

区分 : 事業地域、幹線道路から 15 メートル離れた道路周辺地区、市場、駅、バス停留所

区分 : 手工業生産地区、軽工業生産地区 区分 : 重工業生産地区、車両の使用がないときにおいて当該地区における騒音(暗騒音)が上表に記載の基準値を

超える場合、車両は、暗騒音レベルを 5dBA 以上超える騒音を出してはいけない

参考資料 3 有害廃棄物管理規則 (Decision No.155/1999/QD-TTg)

有害廃棄物管理規則

(1999年7月16日付首相決定 No.155/1999/QD-TTg に基づく公布)

第1章 一般規定

第1条

本則は、有害廃棄物が環境と人間の健康に与える悪影響を防止し最小にすることを目的として、有害廃棄物の管理について規定する。

第2条

本則は、有害廃棄物の発生、収集、輸送、移動、保管、処理、処分に関して、ベトナム国領土内で活動する組織・個人に対して適用される。

本則は、ベトナム社会主義共和国が締結している国際条約に別規定がある場合を除き、有害廃棄物の発生、収集、輸送、移動、保管、処理、処分に関して、ベトナム国領土内で活動する外国組織・個人に対しても適用される。

第3条

本則で使用される用語の意味を以下に示す。

- 1. 「廃棄物」とは、1993年「環境保護法」の第2条2で定義されているものを意味する。
- 2. 「有害廃棄物」とは、直接有害特性(可燃性、爆発性、毒性、腐食性、伝染性、その他の有害特性) を持つ物質または化合物を含む廃棄物、または、他の物質と接触すると環境と人間の健康に有害とな る廃棄物を意味する。有害廃棄物リストは、本則の別紙1に示す。有害廃棄物リストは、環境保護国 家管理担当の中央機関によって作成される。
- 3. 「有害廃棄物管理」とは、有害廃棄物の発生から収集、輸送、移動、保管、処理、処分に至る全過程で有害廃棄物を管理する業務である。
- 4. 「環境保護国家管理担当機関」とは、中央レベルでは科学技術環境省を意味し、地方では省および中央直轄市の人民委員会を意味する。
- 5. 「有害廃棄物発生者」とは、有害廃棄物を発生する設備を所有または運用する個人または組織である。
- 6. 「有害廃棄物収集者と輸送者」とは、有害廃棄物の収集と輸送を行う許可を与えられた個人または組織である。
- 7. 「有害廃棄物保管者」とは、有害廃棄物を保管する許可を与えられた個人または組織である。
- 8. 「有害廃棄物処分者」とは、有害廃棄物の処理と処分を行う許可を与えられた個人または組織である。
- 9. 「有害廃棄物収集」には、法で認められた用地における収集、分別、梱包、一時的保管が含まれる。
- 10. 「有害廃棄物保管」とは、環境への漏れや放出がないことが確実な条件で、有害廃棄物を法で認められた処理場または処分場に輸送するまで、ある期間にわたって有害廃棄物を保管する業務である。
- 11. 「有害廃棄物輸送」とは、有害廃棄物を発生源から保管場、処理場、処分場に輸送する過程である。
- 12. 「有害廃棄物処理」とは、環境と人間の健康に対する有害性を除いたり最小にするために、有害廃棄物の特性と組成を変えることを目的として、技術または技術的手段(廃棄物の収集、再循環、再利用、 焼却を含む)を利用する過程である。
- 13. 「有害廃棄物処分」とは、有害廃棄物を隔離(埋め立てを含む)する技術を利用して、環境と人間の健康に有害となる可能性を除く過程である。
- 14. 「登録書類」とは、環境保護国家管理担当機関が有害廃棄物発生者、収集者、輸送者に対して発行する書類である。
- 15. 「有害廃棄物保管・処理・処分ライセンス(以下ライセンス)」とは、環境保護国家管理担当機関が発行する書類で、当該業務を実行するための必要条件、責任、状況を詳しく定めたものである。
- 16. 「認可用地または工場」とは、環境保護国家管理担当機関が承認した、有害廃棄物の保管、処理、処分が可能な場所である。
- 17. 「有害廃棄物積荷目録(マニフェスト)」とは、発生源から保管場、処理場、処分場への輸送中に有害廃棄物に添付される書類である。

第4条

油、ガス、医療に関する業務、および放射性物質、可燃性または爆発性物質を使用する業務から発生した有害廃棄物は、本則の規定に従わなければならない。また、これらの業務に関する特別の規則に従わなければならない。

第5条

当事者の一方が外国籍の個人または組織である場合、本則の解釈と適用に関して当事者間で生じた紛争

は、ベトナム国の法に基づいて解決される。ベトナム国が参加または署名している国際条約が本則と異なる規定をしている場合は、その条約の規定が適用される。

第6条

- 1. 有害廃棄物発生者は、環境保護国家管理担当機関に業務を登録し、登録番号を入手しなければならない。
- 2. 有害廃棄物の収集者、輸送者、保管者、処分者は、業務用の許可証を申請しなければならない。有害 廃棄物の収集、保管、処理、処分の業務を行うための用地、工場、手段の規制は、環境保護国家管理 担当機関が行う。

第7条

有害廃棄物の発生者、収集者、保管者、処分者は、環境保護国家管理担当機関に対して、有害廃棄物管理に関する定期的な報告(別紙 4)を行わなければならない。また、その用地における有害廃棄物管理の資料と日誌(別紙 5)を保存し、環境保護国家管理担当機関の検査を受けなければならない。

第8条

有害廃棄物管理登録書類および有害廃棄物保管・処理・処分ライセンスの交付手続きは、以下の通りである。

- 1. 有害廃棄物発生者は、環境保護国家管理担当の中央または地方の機関に対して、有害廃棄物管理登録 番号を申請(別紙2A)しなければならない。
- 2. 環境保護国家管理担当機関は、記入を完了した法定申請書を受理した日から 45 日以内に、書類を処理 して有害廃棄物管理登録番号を発行しなければならない。申請を却下する場合、同機関は理由を明確 に記述して申請者に通知しなければならない。
- 3. 有害廃棄物の収集者、輸送者、保管者、処分者は、環境保護国家管理担当の中央または地方の機関に対して、ライセンスを申請(別紙 2B)しなければならない。
- 4. 環境保護国家管理担当機関は、記入を完了したライセンス申請書を受理した日から 45 日以内に、書類を処理してライセンスを発行しなければならない。申請を却下する場合、同機関は理由を明確に記述して申請者に通知しなければならない。

第2章 発生有害廃棄物の管理

第9条

工場施設または用地の有害廃棄物発生者の責任は、以下の通りである。

- 1. 発生源から発生する有害廃棄物を最小にすることおよびそれらを分別すること。
- 2. 有害廃棄物を、安全上、技術上の要求に適った梱包法で、種類に応じて適切に梱包し、管轄国家当局の要求に従ったラベルをはり内容を明示する。
- 3. 有害廃棄物を収集者、輸送者、保管者、処分者に引き渡す前に、用地内に安全に保管するために以下 のことを確実に実行する。
 - a) 保管場所は柵などで囲み、表示を設け、環境保護国家管理担当機関が要求する有害廃棄物保管条件に従う。
 - b) 非有害廃棄物(液体と固体の両方)と分離し、種類の異なる有害廃棄物は分ける。
 - c) 問題の発生を防ぐ効果的な計画を立て、一つの場所に安全に確実に保管する。

第10条

有害廃棄物発生者は、以下の事項を遵守しなければならない。

- 1. 収集、輸送、処分の業務を現場で実行する資格がない場合は、収集者、輸送者、処分者と契約を結ぶ。
- 2. 有害廃棄物は、ライセンスを所有する収集者、保管者、輸送者、処分者にのみ引き渡す。
- 3. 積荷目録(マニフェスト)(別紙3)の「1.廃棄物発生者」の部分に記入し、署名する。有害廃棄物積荷目録(マニフェスト)はコピーを5部作成し、有害廃棄物発生者が1部保管、残りを収集者と輸送者に渡す。
- 4. 有害廃棄物が契約書に記載された通りに確実に収集され、指定場所に輸送されることを確認する。
- 5. 管轄国家当局の要求に応じて、情報の説明と提供を行う。
- 6. 有害廃棄物発生者が自ら有害廃棄物を収集、輸送、保管、処理、処分する場合、その有害廃棄物発生者は本則の第3章と第4章に規定されたすべての条件に従って、登録とライセンスの申請を行わなければならない。

第3章 有害廃棄物の収集者と輸送者の責任

第11条

収集者と輸送者は、以下の技術的安全条件を確実に満たすために、技術的に適切な設備を備えなければならない。

- 1. 運用中は機械的、化学的に安定である。
- 2. 環境への有害廃棄物の漏れ、放出がない。異なる有害廃棄物を混ぜ合わせない。有害廃棄物と簡単に 反応する材料で作られていない。
- 3. 警報設備と緊急対応設備を備える。
- 4. 適切な警告標識を備える。

第 12 条

有害廃棄物の収集者と輸送者の責任

- 1. 添付された有害廃棄物積荷目録(マニフェスト)に記載された量と種類の有害廃棄物を収集し、輸送する。
- 2. 有害廃棄物積荷目録(マニフェスト)に記載の手順を完了し、有害廃棄物積荷目録(マニフェスト)の「2.有害廃棄物の収集者および輸送者」の部分に記入、署名する。保管者と処分者に対して有害廃棄物積荷目録(マニフェスト)の「3.有害廃棄物の保管者および処分者」の部分に署名することを求める。収集者、輸送者がコピー1部を保管し、残る3部のコピーは保管者と処分者に渡される。
- 3. 有害廃棄物を、有害廃棄物積荷目録(マニフェスト)に記載されている保管者と処分者に引き渡す。
- 4. 有害廃棄物管理登録書類に記載されている形式と期日に従って、環境保護国家管理担当機関に報告を 行う(別紙4)。

第 13 条

問題が発生した場合、収集者と輸送者は以下の責任を負う。

- 1. 環境と人間の健康に対する被害を減らすために緊急対策を実行する。
- 2. 対応を調整するために、環境保護国家管理担当の現地機関に直ちに報告する。さらに、環境保護国家 管理担当機関と現地の人民委員会に、すべての詳細情報を正確に、また必要性のある情報を適時提供 し、問題解決のためにその指示事項を実行する。
- 3. 有害廃棄物によって生じた問題を早急に解決し、法に基づいて、健康、財産、環境に及ぼした被害に対して弁償する責任を負う。
- 4. 有害廃棄物を問題が生じた地域の外へ輸送しなければならない場合、輸送者は環境保護国家管理担当の現地機関の承認を受けなければならない。

第14条

有害廃棄物の国境を越える輸送は、「有害廃棄物の国境を越える移動およびその処分の規制に関するバーゼル条約」(1989年バーゼル条約)に従って、以下を遵守しなければならない。

- 1. 内水と領海を含むベトナム国領土を通過する有害廃棄物は、環境保護国家管理担当の中央機関の書面による承認を受けなければならない。また、物品の通過に関するベトナム国の法に基づき、関連官庁による管理と監督を受けなければならない。ベトナム国の特別経済区域を通過する有害廃棄物の輸送は、環境保護国家管理担当のベトナム国中央機関の事前同意を得なければならない。
- 2. ベトナム国領土を通過して有害廃棄物を輸送しようとする個人または組織は、環境保護国家管理担当中央機関の承認を申請しなければならない。その申請書には、以下の詳細が含まれていなければならない。
 - a) 有害廃棄物の出発地と目的地。
 - b) 有害廃棄物がベトナム国領土を通過する予定日時。通過する有害廃棄物または他の廃棄物の量と 種類。
 - c) その量と種類の有害廃棄物の輸入が当該国の法または当該国が参加または署名しているどの国際 条約にも違反していないことを示す、輸入国の許可証。
 - d) 輸出者、輸送者、処分者に関する全ての情報、および、認可を受けたそれぞれの業務用設備に関する全ての情報。
 - e) 通過中の事故に対する緊急対策手順に関する全ての情報。
 - f) 保険その他の情報。
 - g) 環境保護国家管理担当機関は、申請受理後60日以内に、通過を認めるか否かの回答を行う。

- 3. 承認を受けた場合、有害廃棄物を通過させる個人または組織は、以下の規制に従わなければならない。
 - ・ 国際基準に基づき、有害廃棄物を適切な容器に梱包し、標識を添付する。
 - ・ 有害廃棄物が、国境で、また通過中に、漏れないことを保証する。
- 4. 上記の規則を遵守しなかったり、ライセンスに従わずに有害廃棄物を通過させる行為は不法行為とみなされ、ベトナム国の法によって罰せられる。
- 5. 有害廃棄物の漏れや放出が生じた場合、個人または組織は環境保護国家管理担当機関に直ちに報告し、 第 16 条に規定する要求事項を全て実行しなければならない。

第4章 有害廃棄物の保管者と処分者の責任

第15条

有害廃棄物の保管者と処分者は、以下の責任を負う。

- 1. 環境影響評価報告書を作成し、環境保護国家管理担当機関に提出して承認を得る。環境保護国家管理担当機関が発行するライセンスに記載された必要条件に従った手段、保管設備、処理設備および有害廃棄物処分方法を使用する。
- 2. 二つの当事者間で結ばれた契約に従って、発生者、収集者、輸送者から、完全な有害廃棄物積荷目録 (マニフェスト)が添付された有害廃棄物を受け取る。
- 3. 緊急事態の防止と対策に必要な条件を満たす計画を作成し、適切な設備を備える。
- 4. 有害廃棄物積荷目録(マニフェスト)の記入を完了し、発生者、収集者、輸送者にそれぞれコピーを 1 部ずつ送り返す。
- 5. 環境保護国家管理担当機関に有害廃棄物管理に関する情報を報告する(別紙4)。
- 6. 有害廃棄物の保管、処理、処分に必要な条件を満たすための技術スタッフを訓練する。

第 16 条

有害廃棄物処分者は、以下のことを遵守しなければならない。

- 1. 有害廃棄物を非有害廃棄物と一緒に埋め立ててはならない。
- 2. 措定された用地にのみ有害廃棄物を埋め立てる。
- 3. 有害廃棄物埋立地は、環境保護国家管理担当機関が指導、規定する環境上と技術上の条件を満たさなければならない。
- 4. 有害廃棄物埋立地の許容量を超える埋め立てを行ってはならない。
- 5. 有害廃棄物を、空気、土、水を含む環境中に排出してはならない。

第17条

処分者は、有害廃棄物の処理と処分の過程で、環境影響評価報告書に記載の全ての必要条件を満たさなければならない。排気、汚水、スラッジ、灰を監視し、これらの組成を分析し、結果を日誌に記録して、ベトナム基準(TCVN)に適合するように監視と処置を行わなければならない。ベトナム基準に適合しない場合、処分者は以下のことを実行しなければならない。

- 1. 環境保護国家管理担当機関が認める期間内に、排気、汚水、スラッジ、灰の処理システムを改善する対策を行う。
- 2. 指定用地に処理廃棄物 (ベトナム基準に適合していない状態)を埋め立てる。
- 3. 収集者、輸送者、保管者、処分者は、有害廃棄物を希釈したり、有害廃棄物を非有害廃棄物と混ぜ合わせてはならない。

第18条

事故が発生した場合、保管者と処分者は以下を実行しなければならない。

- 1. 環境と人間の健康に対する被害を最小にする緊急対策を実行する。
- 2. 対応の報告と調整を行うために、現地の環境保護国家管理担当機関および人民委員会に直ちに報告する。同時に、事故が発生した現地の環境保護国家管理担当機関および人民委員会に、事故に関する十分かつ正確なデータを提供して、事故対策に関する指示を受ける。
- 3. 有害廃棄物による事故に直ちに対応する。事故が環境、人間の財産と健康に被害を与えた場合は、法に基づいて、健康、財産、環境が被った被害に対して弁償する。
- 4. 有害廃棄物を事故が発生した地域の外に輸送しなければならない場合は、環境保護国家管理担当の現

地機関の事前承認を得なければならない。

第 19 条

有害廃棄物の保管場所、処理用、処分用の設備を閉鎖する場合、収集者と処分者は以下の責任を負う。

- 1. 環境保護国家管理担当の中央および現地機関、現地の人民委員会に、理由と閉鎖予定時期を直ちに報告する。
- 2. 環境保護国家管理担当機関と現地の人民委員会に、閉鎖後の環境保護計画を提出する。計画には、以下の内容を含めなければならない。
 - a) 環境汚染に対処する技術対策
 - b) 業務停止後の土地の修復と利用の方法
 - c) 閉鎖後の必要事項と監視手段
- 3. その他の全ての結果に対して対処する。
- 4. 環境保護国家管理担当の中央または現地機関は、その権限内で、市と省の人民委員会による有害廃棄物の保管、処理または処分を停止する決定に対して、評価と助言を行わなければならない。

第20条

地方当局は、既存のあらゆる汚染地域に対して、その権限に基づいて行動しなければならない。地方当局の能力を超える場合、地方当局は環境保護国家管理担当機関と関連団体に解決のための調整を依頼する。 保安と国防に関係する既存汚染地域は、国防省と内務省がそれぞれの権限に応じて解決する。両省の能力を超える場合、両省は環境保護国家管理担当機関と関連団体に解決のための調整を依頼する。

第5章 有害廃棄物の国家管理

第21条

科学技術環境省の責任

- 1. 全国の有害廃棄物に関する国家管理、有害廃棄物管理の組織化と実施指導を行う。
- 2. 有害廃棄物管理に関して必要な法律文書の作成と公布、または公布のための政府への提出を行う。
- 3. 有害廃棄物の発生者、収集者、保管者、処分者に対して、登録番号とライセンスを交付する(別紙 2A、2B)
- 4. 有害廃棄物埋立地の選定に関する環境上の必要条件の公表、保管場所と埋立用地の環境衛生を確保するための設計、建設、運用に関する技術上、環境上の必要条件の公表を行う。有害廃棄物処理技術の選定とそれに関する助言を行う。財務省と調整して、有害廃棄物管理費用に関する規則を作成する。
- 5. 有害廃棄物の収集、保管、処分、埋め立て用の設備に関する環境影響評価報告書の作成指導と評価を行う。
- 6. 有害廃棄物管理に関する新技術の研究と応用を行う。
- 7. 有害廃棄物の収集、保管、処分用の用地における環境汚染度の調査と評価を行う。有害廃棄物管理業務の定期検査と不定期検査を行う。
- 8. 有害廃棄物管理に関する訓練と認識度を高める活動を行う。
 - a) 自らが主催し、関連省庁、部門、地方機関と協力して、有害廃棄物規則を周知する活動を全国で 行う
 - b) 関係省庁、部門と協力して、有害廃棄物管理を実行する人々に対する技術訓練を行う。
 - c) 関係省庁、部門と協力し、公共メディアを使用して、指導者と一般民衆の有害廃棄物管理に関する 知識を向上させる。
- 9. 有害廃棄物の在庫を毎年調査し、全国の有害廃棄物管理状況をまとめて首相に報告する。

第22条

建設省の責任

- 1. 中央直轄レベルの市および省に対して、地方の社会経済開発計画に適した有害廃棄物埋立地を含む、衛生的な有害廃棄物処理設備の建設を計画するように指示する。
- 2. 人民委員会と協力して、地方の建設部門に対して、有害廃棄物の保管、処理、処分用の設備の建設計画を作成し、人民委員会に提出して承認を受けるように指示する。
- 3. 人民委員会と協力して、地方の輸送と公共事業部門に対して、その地方の廃棄物管理計画(有害廃棄物を含む)の作成と実施を指示する。
- 4. 中央直轄レベルの市および省と協力して、都市と産業地帯における有害廃棄物の収集、輸送、保管、 処理、処分に特に配慮した都市管理を監督、指導する。

- 5. 特に都市と産業地帯において、建設による有害廃棄物の収集、輸送、保管、処分に関する指示を公布する
- 6. 科学技術環境省と調整、協力して、有害廃棄物管理業務に適した産業用設備に関する研究、生産、利 用指導を行う。

第23条

工業省の責任

- 1. 有害廃棄物発生者に本則を厳しく遵守させるために、効果的なあらゆる対策の調査、監督指導、実施 を行う。有害廃棄物発生者が有害廃棄物を収集、輸送、保管、処分できない場合、産業省は有害廃棄 物発生者に対して収集者、輸送者、保管者、処分者と契約を結ぶように要求する。
- 2. 資本資源を結集して有害廃棄物処理設備に投資し、旧式技術を最新の優れた技術に更新する。科学技 術環境省と協力して、製造業で排出される有害廃棄物の在庫を調査する。
- 3. 科学技術環境省と協力して、産業省の管理下にある事業者と製造業者による環境汚染度を調査、評価する。

第24条

保健省の責任

- 1. 病院、保健所、医療サービスに有害廃棄物管理規則を厳しく実施させるために、調査、監督を促進し、必要手段を講じる。
- 2. 科学技術環境省、建設省と協力して、ベトナム基準に適合する適切な焼却システムの技術、設備、設置、運用に関する計画と選択を行う。
- 3. 医療廃棄物の管理に関する規則を公布する。

第 25 条

国防省と内務省の責任

- 1. 国防省と内務省の管理下にある有害廃棄物発生者に本則を遵守させるために、監視、調査を行い、効果的な手段を講じる。
- 2. 国防または保安の分野で業務を行う有害廃棄物の発生者、収集者、保管者、輸送者、処分者に対して、有害廃棄物管理規則に関するライセンスを交付する。
- 3. 科学技術環境省および関係機関と協力して、それぞれの権限の範囲内で、有害廃棄物管理担当者の訓練、有害廃棄物に対する認識向上活動を行う。
- 4. 科学技術環境省、中央または地方の人民委員会、関係省庁、部門と協力して、有害廃棄物による重大事故に対応する。
- 5. 国防省と内務省にライセンスを交付された有害廃棄物発生者で、本来は完全に経済単位であるものは、 本則の全ての規定に従わなければならない。

第26条

計画投資省、財務省、貿易省の責任

- 1. 省庁および各省が作成した有害廃棄物管理の年次計画と長期計画に基づいて、各省庁、部門、地方機関が有害廃棄物管理計画を実施するために必要な、外国資本を含む資本資源を供給する。
- 2. 科学技術環境省と協力して、有害廃棄物管理のための設備、技術に対する投資と、それらの輸入のための機構、財務政策、税制を研究、提案する。
- 3. 科学技術環境省と協力して、有害廃棄物管理費用とライセンス交付費用に関する規則の作成と公布を行う。

第27条

中央直轄レベルの市および省の人民委員会の責任

- 1. 管轄する地方における有害廃棄物の保管、処理、処分、埋め立て用の設備計画の作成を建設部門に指示する.
- 2. 輸送と公共事業部門に指示して、管轄する地方における有害廃棄物の収集、輸送、処理、処分を含む廃棄物管理計画の実行可能性調査(組織化、評価方法、設備、技術、資本など)と計画作成を実行させる。
- 3. 科学技術環境局に以下のことを指示する。
 - a) 有害廃棄物の発生者、収集者、輸送者、処分者に対して、登録番号とライセンスを交付する(本則の別紙 2A、2Bによる)。
 - b) 有害廃棄物の保管者、輸送者、処分者、埋め立て作業者に対して、環境保護国家管理担当機関に 提出して承認を得るための環境影響評価報告書の内容と必要条件に関する指導を行う。
 - c) 管轄する地方の有害廃棄物保管、処理、処分、埋め立て用の用地で、環境汚染の調査と評価を行う。

- d) 管轄する地方で、有害廃棄物管理の訓練と認識向上活動を行う。
- e) 有害廃棄物の在庫調査を毎年実施し、まとめて首相に提出するために科学技術環境省に報告する。
- 4. 建設省と調整、協力して、有害廃棄物処理と埋め立て用の用地の土地利用を含むさまざまな事項に関する決定を行う。それぞれの権限の範囲内で、効果的な有害廃棄物管理のための事業を実施する。有害廃棄物管理を成功させるために、市、省のさまざまな経済分野からの資本、廃棄物処理料金、国内および外国資源(援助、優遇利息の借款、外国提携先との合弁事業)からの資本を活用する。
- 5. 関係省庁、部門と調整して、有害廃棄物管理業務を調査する。
- 6. それぞれの権限の範囲内で、有害廃棄物管理に関する紛争、要求、告発、提案を受理し、解決する。 または、上級機関に引き継ぐ。

第6章 施行に関する条項

第28条

有害廃棄物の発生者を管理する省庁および各省は、発生者に対して本則を厳しく遵守するように指示する。これらの省庁および各省は、それぞれの権限の範囲内で、法に基づき、有害廃棄物管理に関する紛争、要求、提案を受理、検討し、解決する責任を負う。

第 29 条

科学技術環境省の特別検査官は、有害廃棄物管理の特別検査を行う。

科学技術環境大臣は、政府に対して有害廃棄物管理の検査を実施する責任を負う。

第30条

本則に違反した組織または個人は、その内容と程度に応じて罰せられる。被害を生じさせた場合は、法 に基づいて弁償しなければならない。

本則の重大な違反を犯した個人は、刑事裁判所に告発される。

第 31 条

本則の施行中に問題が生じた場合は、解決のために首相に報告しなければならない。

副首相:ファム・ザー・キエム

別紙1(省略)

リストA: 有害廃棄物 リストB: 無害廃棄物

別紙 2A (省略)

- 有害廃棄物管理登録(発生者用)
- 有害廃棄物発生者用登録書類

別紙 2B(省略)

- 有害廃棄物の収集、輸送、保管、処理、処分に関する申請書類
- 有害廃棄物管理ライセンス(収集、輸送、保管、処理、処分)

別紙3 有害廃棄物積荷目録(マニフェスト)(省略)

別紙 4 有害廃棄物管理報告書(省略)

別紙 5 有害廃棄物管理日誌(省略)

参考資料4

投資プロジェクトのための環境影響評価報告書の審査等についての回状 (Circular No.490/1998/TT-BKHCNMT)

科学技術環境省

ベトナム社会主義共和国独立 - 自由 - 幸福

登録 No.490/1998/TT-BKHCNMT

1998年4月29日、ハノイ

投資プロジェクトのための環境影響評価報告書の審査等についての回状

1993 年 12 月 27 日、ベトナム社会主義共和国国民議会で可決され、1994 年 1 月 10 日、ベトナム社会主義共和国国家主席によって発布された「環境保護法」に基づき、

1994年 10月 18日付「環境保護法実施のための政令」(Government Decree No.175/CP)に基づき、

1998年1月23日付「ベトナムにおける外国直接投資活動の促進・保証に関する政令」(Government Decree No.10/1998/ND-CP)に基づき、

「ベトナムにおける外国直接投資活動の促進・保証に関する政令」(Government Decree No.10/1998/ND-CP)の施行および外国直接投資手続きの改善に関する、1998年3月16日付「首相 通告 No.11/1998/CT-TTg」 (Government Prime Minister's Instruction No.11/1998/CT-TTg)に基づき、

1993 年 5 月 22 日付「科学技術環境省の法的権限、責任、組織構成に関する政令」 (Government Decree No.22/CP) に基づき、

科学技術環境省(MOSTE)は、本回状により、ベトナムにおける国内投資、合弁事業、外国直接投資プロジェクトに関する環境影響評価報告書の作成とレビューのためのガイドラインを示す。

. 全般的な基本方針

- .1. ベトナム国領土内で発生する国内投資、合弁事業、100%外国資本投資プロジェクト、その他の形態の投資(以下、投資プロジェクト)は、本回状で定める環境保護条項を遵守することを求められる。
 - .2. 科学技術環境省は、投資プロジェクトを次に記す二つのカテゴリーに分類する。
 - 1. 環境影響評価報告書の作成とレビューを行う対象となる投資プロジェクトを、本回状においてカテゴリー とする。これらは、環境に対し潜在的に広範囲にわたり影響を及ぼしたり、事故を起こす可能性のあるプロジェクトのすべて、およびその他環境管理を妨げるものや非固定汚染源となり得るものを含む。(別紙 I 参照)

カテゴリー に属す投資プロジェクトは、環境影響評価報告書の承認をすでに受けている工業団地または輸出加工区へ投資する場合、「環境基準保証登録」の申請を行う資格がある。

- 2. カテゴリー に含まれないその他の投資プロジェクトは、カテゴリー に含まれる。これらは、環境影響評価報告書を作成し、それを自身で分析するという条件のもとに、「環境基準保証登録」の申請を行う資格がある。
- 3. 環境影響評価報告書または「環境基準保証登録」の承認決定は、政府管轄機関が該当提案プロジェクトのその後の活動を評価、承認するための環境保護に関する法的根拠となる。

. 実施段階

- .1. 投資ライセンス申請段階
- 1. カテゴリー プロジェクトに関して:

カテゴリー プロジェクトのプロジェクト書類を提出する際、その中の1部分または1章を提案プロジェクトに起因し得る潜在的環境影響の記述に充てなければならない(別紙 を参照)。該当部分または章は、環境保護国家管理担当機関によるプロジェクト書類評価の審査プロセスにおいてその評価の根拠となる。

2. カテゴリー プロジェクトに関して:

カテゴリー プロジェクトは、「環境基準保証登録」を準備、環境保護国家管理担当機関に提出し、 審査を受ける。

- + 「環境基準保証登録」の内容は本回状の別紙 に示す。
- + 申請書類は以下のものを含む。
 - 別紙 .2 で指定された「環境基準保証登録」のための申請用紙
 - 「環境基準保証登録」のコピー3部と、プロジェクトが外国直接投資または合弁事業投資の場合は、さらに英語版1部

- 提案プロジェクトの実行可能性調査または経済・技術面調査に関する書類を1部
- .2 設計、建設段階
- 1. 投資ライセンスを獲得し、プロジェクト用地を決定した後、カテゴリー のプロジェクトは環境影響評価報告書を作成、これを環境保護国家管理担当機関に提出し、審査を受けなければならない。
- 2. 環境影響評価報告書に含まれるべき内容は、1994 年 10 月 18 日付「環境保護法実施のための政令」 (Government Decree No.175/CP) の付表 .2 に示す。
- 3. 環境影響評価審査の申請書類は以下を含む。
 - 別紙 .1 に規定された環境影響評価審査申請用紙
 - 環境影響評価報告書のコピー7部と、プロジェクトが外国直接投資または合弁事業投資の場合は、 さらに英語版1部
 - 提案プロジェクトの実行可能性調査または経済・技術面調査に関する書類を1部
- .3. 建設完了段階

提案プロジェクトの実施に先立ち、環境保護国家管理担当機関は以下の責任を負う。

- 建設ライセンス交付官庁と協力し、環境保護法規で規定された廃棄物処理作業やその他の安全条件などに関する査察を行うこと。
- 承認された環境保護項目の実施不履行が認められた場合、審査済みの環境影響評価報告書または 認定された「環境基準保証登録」で示された環境条件を遵守するよう指示すること。
- 環境保護のための要件がすべて充たされた場合に限り、環境許可の検討、交付を行うこと。

. 環境影響評価報告書審査の構成

- 1. 環境影響評価報告書の審査および「環境基準保証登録」の評価に関する責任分担は、1994 年 10 月 18日付「環境保護法実施のための政令」(Government Decree No.175/CP)の付表 に規定された通りとする。
- 2. 環境影響評価報告書の審査は、1994 年 12 月 31 日付「科学技術環境省令 No.1806/QD-MTg および 同 No.1807/MTg」に定められた項目に基づき実施される。
- 3. カテゴリー プロジェクトの環境影響評価報告書承認(別紙)とカテゴリー プロジェクトの「環境基準保証登録」の認定(別紙)は、環境影響評価報告書の審査または「環境基準保証登録」の評価を行う関連政府機関がその決定を下す。また、政府の関連部署も該当プロジェクトが実施する環境保護活動を監視、監査する責任を負う。
- 4. 地方の環境保護国家管理担当機関が、その責務外であるが、科学技術環境省に文書で審査または評価権限の申し入れをし、これが同省によって承認されれば、カテゴリー プロジェクトの環境影響評価報告書審査およびカテゴリー プロジェクトの評価を実施することができる場合もある。
- 5. 環境影響評価報告書の審査は、関連環境保護国家管理担当機関が十分な情報が記載された適切な環境 影響評価報告書を受理した日から 60 日以内に完了される。報告書が不備であった場合には、審査機関は報 告書受理日から 5 日以内に、提出者に対し修正または追加すべき事項を伝えなければならない。環境影響 評価報告書が承認された後 10 日以内に、担当承認機関は提案プロジェクトの環境影響評価報告書承認の決 定を通知する。
- 6. 「環境基準保証登録」の評価と「環境ライセンス」(Environmental Approval Certificate)の交付は、環境保護国家管理担当機関が適切な「登録文書」を受理してから 20 日以内に行われる。「登録文書」に不備があった場合には、審査機関は、文書受理日から 5 日以内に提出者に対し修正または追加すべき事項を伝えなければならない。

. 環境基準

- 1. ベトナム国領土内で実施される投資プロジェクトすべては、科学技術環境省が定める「ベトナム国の環境基準」に従わなければならない。地方独自の環境基準が設置されている省内で実施されるプロジェクトに関しては、地方基準が科学技術環境省の基準より厳しい場合、これに従うこともできる。
- 2. 必要とされる環境基準が「ベトナム国の環境基準」には規定されていない場合、プロジェクト提案者は、その他の先進国が定める基準に従う。ただし、この場合、文書による科学技術環境省の承認が必要である。

. 実施規定

- 本回状は、1997年8月20日付「科学技術環境省回状 No.1100/TT-MTg」に代わるものとする。
- 科学技術環境省は、各省の科学技術環境局に対し、その管轄区域においてすべての実施プロジェクト

- が、環境影響評価報告書の承認および「環境基準保証登録」認定の際定められた条件を実施し、既存の環境保護法規を遵守するよう厳しく監視、監査する権限を与える。環境保護法規に違反するすべてのプロジェクトに対して、厳しい法的措置が取られるものとする。
- 国家環境庁または科学技術環境局は、本回状のパラグラフ 第1項に記された権限の分散化に基づき、 提案プロジェクトの「環境基準保証登録」の評価と認定を行う責務を負う。
- 本回状が効力を発する日付以前に環境保護国家管理担当機関に提出された環境影響評価報告書は、以前の環境影響評価審査手続きに従って審査される。
- 本回状は、以下の署名の日付から15日以内に有効となる。

科学技術環境大臣

署名:チュー・トアン・ニャ

別紙

EIA 報告書の提出・承認を定めた要求事項に従わなければならないプロジェクトのリスト

- 1. 環境が影響を受けやすい地域、自然資源保護地域、観光地域、国際的・国家的に貴重な歴史的・文化的遺跡を有する地域内において、あるいはその周辺において実施する投資プロジェクト。
- 2. 計画策定
 - 2.1 地域開発
 - 2.2 分野開発
 - 2.3 都市開発
 - 2.4 工業団地/輸出加工区開発
- 3. 石油とガス
 - 3.1 開発
 - 3.2 加工
 - 3.3 輸送
 - 3.4 石油、ガソリンの貯蔵所 (貯蔵量が 2 万 m³ 超であるもの)
- 4. 冶金工場で、製鋼、鋳鉄、非鉄金属を含む(能力が10万トン/年超であるもの)
- 5. 皮なめし工場(能力が生産物換算で1万トン/年超であるもの)
- 6. 織物 / 染色工場(能力が 2,000 万 m /年超であるもの)
- 7. 塗料工場(能力が生産物換算で1,000トン/年超であるもの)
- 8. 甘蔗糖工場 (サトウキビの加工能力が 10 万トン/年超であるもの)
- 9. 食品加工工場(能力が生産物換算で1,000トン/年超であるもの)
- 10. 凍結 冷凍工場 (能力が生産物換算で 1,000 トン/年超であるもの)
- 11. 火力発電所 (能力が 200 メガワット超であるもの)
- 12. パルプ紙工場(能力がパルプ換算で4万トン/年超であるもの)
- 13. セメント工場 (能力が 100 万トン/年超であるもの)
- 14. 観光地、行楽地(面積が100ヘクタール超であるもの)
- 15. 空港
- 16. 海港(能力が船舶載貨重量換算で1万DWトン超であるもの)
- 17. 鉄道、高速道、幹線道路 TCVN4054-85 が定める 1、2、3 級の道路(全長が 50km 超であるもの)
- 18. 水力発電所(貯水能力が1億 m³超であるもの)
- 19. 水資源管理施設(灌漑、排水、塩水管理等)(面積が1万ヘクタール超であるもの)
- 20. 廃棄物処理施設 (集中廃棄物処理工場で能力が 10万 m³/日起であるもの/固形廃棄物埋立地)
- 21. 鉱山、建設資材工場(固形鉱物、廃棄土、廃棄岩石の総量が10万 m3/年であるもの)
- 22. 材木採取林(すべて規模のもの)
- 23. 水産養殖場 (面積が 200 ヘクタール超であるもの)
- 24. 有毒化学物質の生産所、貯蔵所、利用所(すべて規模のもの)
- 25. 原子炉(すべて規模のもの)
- 注:上記プロジェクトのうち、すでに環境影響評価報告書の承認決定を受けた工業団地あるいは輸出加工 区に投資する場合、プロジェクト自体が EIA 報告書を作成、分析するという条件のもとに、「環境基準保 証登録」を申請する資格を有する。

別紙

環境影響要素に関する説明

(投資ライセンスのための「実行可能性調査」あるいは「経済・技術面調査」の報告書に記載すること)

- . 主要な環境影響要素の要約
 - 1. 提案プロジェクトの実施予定用地における現在の環境状態(大気質、地下水質、地表水質、生態系等)に関するデータについて説明すること。プロジェクトの提案用地における現在の汚染レベルについてその概略を説明すること。
 - 2. 当該の生産技術、生産工程もしくは生産フロー図、原材料使用量、燃料使用量、使用化学物質一 覧等について説明すること(経済・技術面調査報告書において明確に説明していない場合に限る)。
 - 3. プロジェクトの実施活動により環境影響を引き起こす可能性のある主要な要素について詳細に説明すること(排気量、排水量、排出固形廃棄物量、騒音レベル等の推定値を明記する)。環境に対して引き起こす可能性がある影響レベルの予測値を述べること。
- . 当該プロジェクトが環境に悪影響を与えた場合に備えて提案する是正対策選択肢の要約

別紙

(投資ライセンス申請段階にあるプロジェクトの場合)

「環境基準保証登録」の内容

プロジェクトの名称:

申請人の住所:

電話番号:

ファクシミリ番号:

- 1. プロジェクト活動の実施予定用地に関する説明
 - 所在地
 - 用地面積
 - 最短距離にある住宅地区、産業地区からの距離
 - 土地の現用途
 - 給水源、取水地、必要水量/日
 - 原材料、完成生産物の輸送網
 - プロジェクト活動より生じた排水を受け取る環境
 - 固形廃棄物貯蔵・処理地
- 2. 生産技術の要約(注:提案プロジェクトに原材料の採取・供給が含まれている場合、かかる活動に関連のある事項を詳細に説明しなければならない)
 - 資本投資額の合計
 - 原材料、燃料、副産物の一覧 (特性、年間の必要量/消費量、供給者の住所)
 - 原材料、燃料、副産物の輸送方法、供給方法、貯蔵方法
 - 能力
 - 生産工程フロー図(注:給水処理、発電機、ボイラー、加熱装置、冷却システム等の支援工程も その詳細を説明すること)
 - 設備仕様
 - 生産物の品質
 - 生産物の貯蔵方法、輸送方法
- 3. 汚染源
 - 排気
 - + 発生源
 - + 負荷
 - + 大気汚染物質の濃度
 - 排水(注:生産工程における冷却水、再循環水に関連する要素を明確に述べること)
 - + 発生源
 - + 負荷

- + 汚染物質の濃度
- 固形廃棄物
 - + 発生源
 - + 負荷
 - + 汚染物質の濃度
- プロジェクト活動による事故(火災、爆発、化学物質漏出、石油流出等)
 - + 事故原因
 - + 影響の規模
- 4. 汚染軽減対策
 - 大気汚染物質収集処理システム
 - + 煙突の高さ
 - + 処理設備の仕様
 - + 処理技術とその効率
 - + 化学物質の利用(量、組成)
 - + 推定建設コスト、推定取り付けコスト、推定運転コスト
 - 排水収集処理システム
 - + 収集水路、排水水路
 - + 処理タンクの構造
 - + 処理技術とその効率
 - + 化学物質の利用(量、組成)
 - + 処理工程より発生する汚染物質
 - + 推定建設コスト、推定取り付けコスト、推定運転コスト
 - 固形廃棄物収集処理工程
 - + 固形廃棄物貯蔵所/タンクの構造
 - + 輸送方法
 - + 処理技術(乾燥、固定化、埋立、焼却、堆肥化等)
 - + 推定建設コスト、推定取り付けコスト、推定処理コスト
 - 工場の無蓋地において植生で覆われている部分の割合
 - 緊急時における対応策、備えの選択肢
 - + 機器
 - + 手順
 - + 化学物質の使用
 - + 有効性
 - + 推定機器購入コスト、推定定期訓練コスト
- 5. 環境監視プログラム
 - 監視地
 - 監視判定基準
 - 監視頻度
 - 推定監視コスト
- 6. 環境基準達成のための確約
 - ベトナム国の環境基準の適用
 - ベトナム国で規定されていない外国環境基準の採用(国名、公布年、公布当局、基準の有効期間) (注:基準のしかるべき内容の写しを添付すること)
 - 処理施設の竣工時期
 - 国際条約、ベトナム国の環境基準に違反した場合、また、環境汚染事故が発生した場合、ベトナム国法規に基づき全面的に責任を負うとの誓約

作成場所: 作成日: (年月日)

申請人の署名(正式名、役職、捺印)

別紙 .1

ベトナム社会主義共和国 独立 - 白由 - 幸福

申請地: 申請日:

環境影響評価報告書審杳申請書

申請先:科学技術環境大臣(あるいは省/市の人民委員会委員長)

弊組織、すなわち、末尾署名者は、_____ ッはわら、 の申請人は、 申請人連絡先住所: 申請人理絡先任所: プロジェクト実施用地の所在地: 需任業長・ 電話番号: ファクシミリ番号: ンティンニョョ・ 下記文書を科学技術環境省(省/市の人民委員会)に提出します。

- 「経済・技術面実行可能性調査」(ベトナム語で1部)
- 「環境影響評価報告書」(ベトナム語で7部、英語で1部)

弊組織は、この申請で提出したデータがすべて、確かに真実かつ正確なものである、とここに言明します。さらに、「ベトナム国禁止リ スト」あるいはベトナム国の遵守してきた各国際条約が規定している 化学物質、微生物種を使用しない、と誓約します。さらに、他国およ び国際機関とが作成し、弊「報告書」において実施、採用している基準、判定基準が真正かつ有効なものであることを保証します。

弊組織は、違反があった場合、ベトナム社会主義共和国の法律に全 面的に服すことを誓約します。

弊組織は、弊報告書の、科学技術環境省(あるいは同省が権限を与 えた省あるいは市の人民委員会)による審査を申請します。

由請人の署名と捺印

別紙

科学技術環境省 ベトナム社会主義共和国 (省/市の人民委員会) 独立 - 自由 - 幸福 決定地:_____日付:___ 登録 No /OD-BKHCNMT

科学技術環境大臣(あるいは、省/市の人民委員会委員長)決定 - 提案プロジェクトに関する環境影響評価報告書の承認に関して

科学技術環境大臣(あるいは、省/市の人民委員会委員長)は、 - ベトナム社会主義共和国国民議会において 1993 年 12 月 27 日に可

- 決された「環境保護法」に基づき
- 1994 年 10 月 18 日付「環境保護法実施のための政令」(Government Decree No.175/CP)に基づき、
- 1993 年 5月 22 日付「科学技術環境省(省/市の人民委員会)の法的 権限、責任、組織構成に関する政令」(Government Decree No.22/CP) に基づき、
- による 年 月 日付の環境影響評価報告書の審査申請書
- を検討し、 年 月 日に開催された ◆ 本本評議会」が 年 月 日に開催された プロジェクトに関する「環境影響 評価報告書審査評議会」が作成、提出した議事録を審査して、

第1条「審査評議会」が 年 月 日に審査した、 プロジェクトの環境影響評価報告書の内容、および(「審査評議会」より)求め られた追加内容(条件)とを承認する。

第2条 当該プロジェクトの申請人は、環境影響評価報告書および本 決定に添付の追加要求事項に記載された内容を遵守する責任を負う。 第3条 当該プロジェクトの環境影響評価報告書およびプロジェクト 申請人に対する追加要求事項は、環境保護国家管理担当機関が当該プ ロジェクトによる環境保護実施状況を監視する際の根拠となる。 第4条 当該プロジェクトの申請人は、環境関連施設の竣工を環境保 護国家管理担当機関に対して書面により報告し、検査を求める。 第5条 省/市の科学技術環境局に対して、当該プロジェクトによる環境保護実施状況を環境面から監視、検査する権限を与える。

写し送付先:

科学技術環境大臣 (省/市の人民委員会委員長) 罢名

- プロジェクトの申請人
- 関係各省庁/機関 省/市の人民委員会 省/市の科学技術環境局
- 保管:科学技術環境省、省/市の人民委員会

別紙 .2

ベトナム	社会主	義	共和国
独立 -	自由	-	幸福

申請地:_____申請日:____

環境基準保証登録申請書

申請先:科学技術環境大臣(あるいは省/市の人民委員会委員長)

弊組織、すなわち、末尾署名者は、_____ ッ ゅ の 申請人は、 申請人連絡先住所: 申請人理絡先任所: プロジェクト実施用地の所在地: 霽衽悉品: ンティンニョョ。 下記文書を科学技術環境省(省/市の人民委員会)に提出します。

- 「経済・技術面実行可能性調査」(ベトナム語で 1 部)
- 「環境基準保証登録」(ベトナム語で3部、英語で1部)

弊組織は、この申請で提出したデータがすべて、確かに真実かつ正確なものである、とここに言明します。さらに、「ベトナム国禁止リ スト」あるいはベトナム国の遵守してきた各国際条約が規定している 化学物質、微生物種を使用しない、と誓約します。さらに、他国およ び国際機関とが作成し、弊報告書において実施、採用している基準、 判定基準が真正かつ有効なものであることを保証します。また、廃棄 物処理設備の建設が当該予定書に記載通り竣工されること、また当該 の廃棄物処理活動および環境監視活動に対して十分な資金が供給さ

弊組織は、違反があった場合、ベトナム社会主義共和国の法律に全 面的に服すことを誓約します。

弊組織は、科学技術環境省(あるいは同省が権限を与えた省あるい は市の人民委員会)による「環境基準保証登録」に認定を申請します。

(局登録 No.)

別紙

科学技術環境省 ベトナム社会主義共和国 (省/市の人民委員会) 独立 - 自由 - 幸福 国家環境庁 (科学技術環境局) 登録 No. /CMTg

決定地: 日付:

環境基準保証登録認定

プロジェクト名_____

国家環境庁長官(あるいは、省/市の科学技術環境局長)は、 以下の通り認定する。

は、「環境基準保証登 録」を年月日に提出したことを証明する。

第2条 当該プロジェクトの申請人は、「環境基準保証登録」に記載 された内容を遵守する責任を負う。

第3条 当該プロジェクトの「環境基準保証登録」は、環境保護国家 管理担当機関が当該プロジェクトによる環境保護実施状況を監視す る際の根拠となる。

第4条 当該プロジェクトの申請人は、環境関連施設の竣工を環境保 護国家管理担当機関に対して書面により報告し、検査を求める。

> 国家環境庁長官 (省/市の科学技術環境局長) 署名

写し送付先:

- プロジェクトの申請人 関係各省庁/機関 省/市の人民委員会
- 省/市の科学技術環境局 保管:国家環境庁

参考資料 5 表流水水質環境基準 (TCVN5942-1995) ベトナム基準 TCVN5942-1995

表流水水質環境基準

1. 目的

- 1.1 この基準は公共用水域の水質に係り、維持することが望ましい水質基準を規定するものである。
- 1.2 この基準は水域の質の評価と汚染状態の監視に適用する。

2. 環境基準値

- 2.1 水域の主要汚染物質の環境基準は表1に示す通りである。
- 2.2 分析方法については関連するベトナム基準 (TCVN) に規定されている。

表 1 水質環境基準

No	項目	単位	基準値	
110	- 200	十世	A	В
1	рН		6 - 8.5	5.5 - 9
2	BOD ₅ (20)	mg/liter	< 4	< 25
3	COD	mg/liter	< 10	< 35
4	溶存酸素 (DO)	mg/liter	6	2
5	浮遊物質 (SS)	mg/liter	20	80
6	ヒ素	mg/liter	0.05	0.1
7	バリウム	mg/liter	1	4
8	カドミウム	mg/liter	0.01	0.02
9	鉛	mg/liter	0.05	0.1
10	6 価クロム	mg/liter	0.5	0.05
11	3価クロム	mg/liter	0.1	1
12	銅	mg/liter	0.1	1
13	亜鉛	mg/liter	1	2
14	マンガン	mg/liter	0.1	0.8
15	ニッケル	mg/liter	0.1	1
16	鉄	mg/liter	1	2
17	水銀	mg/liter	0.001	0.002
18	すず	mg/liter	1	2
19	アンモニア性窒素	mg/liter	0.05	1
20	フッ素化合物	mg/liter	1	1.5
21	硝酸性窒素	mg/liter	10	15
22	亜硝酸性窒素	mg/liter	0.01	0.05
23	シアン化合物	mg/liter	0.01	0.05
24	フェノール化合物	mg/liter	0.001	0.02
25	油脂類	mg/liter	検出不可	0.3
26	界面活性剤	mg/liter	0.5	0.5
27	大腸菌群	MPN/100ml	5000	10000
28	全殺虫剤(除DDT)	mg/liter	0.15	0.15
29	DDT	mg/liter	0.01	0.01
30	全アルファ線強度	Bq/liter	0.1	0.1
31	全ベータ線強度	Bq/liter	1.0	1.0

注:

A 欄は適切な処理を行った後に家庭用水として使用する水域。

B 欄は家庭用水源以外の水域。水産用水源については別途規定する。

参考資料 6 大気環境基準 (TCVN5937-1995) ベトナム基準 TCVN5937-1995

大気環境基準

1. 目的

- 1.1 この基準は大気中の主要汚染物質(一酸化炭素、二酸化窒素、二酸化硫黄、鉛粒子、オゾン、および浮遊粉じん)について環境基準を規定するものである。
- 1.2 この基準は大気の質の評価と汚染状態の監視に適用する。

2. 環境基準値

大気中の主要汚染物質の環境基準は表1に示す通りである。

表 1 大気環境基準

 (mg/m^3)

No	項目	1 時間平均値	8 時間平均値	24 時間平均値
1	一酸化炭素(CO)	40	10	5
2	二酸化窒素(NO2)	0.4		0.1
3	二酸化硫黄 (SO ₂)	0.5		0.3
4	鉛粒子(Pb)			0.005
5	オゾン (O ₃)	0.2		0.06
6	浮遊粉じん(SS)	0.3		0.2

注:分析方法は関連するベトナム基準(TCVN)に規定されている。

参考資料 7 ベトナムおよび日本における環境情報関連窓口

- 1.ベトナム / in Vietnam
- (1)ベトナム政府機関及びその他機関 / Vietnamese government agencies and other institutions
- 1)科学技術環境省 (MOSTE) / Ministry of Science, Technology and Environment: MOSTE

39 Tran Hung Dao St., Hanoi, Vietnam

phone +84-4-9439731 fax +84-4-8252733

URL http://www.moste.gov.vn/

2)国家環境庁(NEA)/National Environment Agency: NEA

67 Nguyen Du St., Hanoi, Vietnam

phone +84-4-8260781/8262902

Fax +84-4-9342123

URL http://www.nea.gov.vn/

3) ハノイ市科学技術環境局 (ハノイ市 DOSTE) / Department of Science, Technology and Environment, Hanoi: DOSTE Hanoi

2 Phan Chu Trinh Alley, Hanoi, Vietnam

phone +84-4-8227591 fax +84-4-8251894

4) ホーチミン市科学技術環境局 (ホーチミン市 DOSTE) / Department of Science,

Technology and Environment, Ho Chi Minh City: DOSTE HCMC

244 Dien Bien Phu, District 1, Ho Chi Minh City, Vietnam

phone +84-8-9327831 fax +84-8-8242710

5)計画投資省 (MPI) / Ministry of Planning and Investment: MPI

56 Quoc Tu Giam St., Hanoi, Vietnam

phone +84-4-8235606 fax +84-4-8459271

URL http://khoahoc.vnn.vn/mpi website/

6) ホーチミン市計画投資局(ホーチミン市 DPI)/ Department of Planning and Investment, Ho Chi Minh City: DPI HCMC

32 Le Thanh Ton St., Dist 1., Ho Chi Minh City, Vietnam

phone +84-8-8294988 fax +84-8-8295008

URL http://www.hcminvest.gov.vn/

7)ベトナム規格センター (VSC) / Vietnam Standards Centre: VSC

8 Hoang Quoc Viet, Cau Giay District, Hanoi, Vietnam

phone +84-4-7564407

fax +84-4-8361771

URL http://www.tcvn.gov.vn/english/main_en.htm

(2)日本政府機関及びその他機関 / Japanese government agencies and other institutions

1)ベトナム日本国大使館 / Embassy of Japan in Vietnam

27 Lieu Giai, Ba Dinh District, Hanoi, Vietnam

phone +84-4-8463000 fax +84-4-8463043

2) ホーチミン日本国総領事館 / Consulate-General of Japan at Ho Chi Minh City

13-17 Nguyen Hue, District 1, Ho Chi Minh City, Vietnam

phone +84-8-8225314 fax +84-8-8225316

3)ジェトロ・ハノイ事務所 / JETRO (Japan External Trade Organization) Hanoi

3rd Floor, 63 Ly Thai To, Hanoi, Vietnam

phone +84-4-8250630 fax +84-4-8250552

4) ジェトロ・ホーチミン事務所 / JETRO (Japan External Trade Organization) Ho Chi Minh

14th Floor, Sun Wah Tower, 115 Nguyen Hue St., District 1, Ho Chi Minh City, Vietnam

phone +84-8-8219363 fax +84-8-8219362

5)ベトナム日本商工会 / The Japan Business Association in Vietnam

Room 305, 63 Ly Thai To, Hanoi, Vietnam

phone +84-4-9343570 fax +84-4-9343571

6)ホーチミン日本商工会 / Japanese Business Association of Ho Chi Minh City #1407 14F, Sun Wah Tower, 115 Nguyen Hue St., District 1, Ho Chi Minh City, Vietnam

phone +84-8-8219369 fax +84-8-8219370 URL http://www.jbah.info/

7) 国際協力事業団ベトナム事務所/ JICA (Japan International Cooperation Agency) in Vietnam

11th Floor, Office Tower, Daeha Business Center, 360 Kim Ma St., Ba Dinh

District, Hanoi, Vietnam phone +84-4-8315005

fax +84-4-8315009

URL http://www.jicavietnam.org.vn/

8) 国際協力銀行ハノイ駐在員事務所 / JBIC (Japan Bank for International Cooperation) Representative Office in Hanoi

6th Floor, 63 Ly Thai To, Hanoi, Vietnam

phone +84-4-8248934 fax +84-4-8248937

- 2. 日本 / in Japan
- (1)日本政府及びその他日本機関 / Japanese government agencies and other institutions
- 1)環境省地球環境局環境協力室 / Office of Overseas Environmental Cooperation, Global Environment Bureau, Ministry of the Environment

〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2 中央合同庁舎 5号館

1-2-2 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100-8975 Japan

phone (03)3581-3351(代)

fax (03) 3581-3423

URL http://www.env.go.jp/

2)日本貿易振興会(ジェトロ) / JETRO (Japan External Trade Organization)

〒105-8466 東京都港区虎ノ門 2-2-5 共同通信会館

2-2-5 Toranomon, Minato-ku, Tokyo 105-8466 Japan

phone (03)3582-5179 (海外調査部アジア大洋州課)

URL http://www.jetro.go.jp/top-j/

3) 日本貿易振興会アジア経済研究所 / Institute of Developing Economies : IDE

〒261-8545 千葉県千葉市美浜区若葉 3-2-2

3-2-2 Wakaba, Mihama-ku, Chiba-shi, Chiba 261-8545 Japan

phone (043) 299-9500

URL http://www.ide.go.jp/Japanese/index4.html

4)国際協力事業団 / JICA (Japan International Cooperation Agency)

〒151-8558 東京都渋谷区代々木 2-1-1 新宿マインズタワー 6~13 階

6-13F, Shinjuku Maynds Tower 1-1, Yoyogi 2-chome, Shibuya-ku, Tokyo 151-8558 Japan

phone (03) 5352-5311

URL http://www.jica.go.jp/

5) 国際協力銀行 / Japan Bank for International Cooperation

〒100-8144 東京都千代田区大手町 1-4-1

1-4-1 Otemachi, Chiyoda-ku, Tokyo 100-8144 Japan

phone (03) 5218-3101

fax (03) 5218-3955

URL http://www.jbic.go.jp/japanese/

6)経済団体連合会 / Keidanren, Japan Federation of Economic Organizations

〒100-8188 東京都千代田区大手町 1-9-4 (経団連会館)

1-9-4 Otemachi, Chiyoda-ku, Tokyo 100-8188 Japan

phone (03) 5204-1500

fax (03) 5255-6255

URL http://www.keidanren.or.jp/indexj.html

7) 日本商工会議所国際部 / International Division, Japan Chamber of Commerce and Industry

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-2-2 東京商工会議所ビル 6 階

6F, Tokyo-Syokokaigisho Building, 3-2-2, Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0005 Japan

phone (03) 3283-7824

URL http://www.jcci.or.jp/

8) (財)地球・人間環境フォーラム / Global Environmental Forum

〒106-0041 東京都港区麻布台 1-9-7

1-9-7 Azabudai, Minato-ku, Tokyo 106-0041 Japan

phone (03) 5561-9735

fax (03) 5561-9737

URL http://www.shonan.ne.jp/~gef20/gef/

- (2)ベトナム政府機関及びその他機関 / Vietnamese government agencies and other institutions
- 1)ベトナム社会主義共和国大使館/Embassy of the Socialist Republic of Viet Nam in Japan

〒151-0062 東京都渋谷区元代々木町 50-11

50-11 Moto-Yoyogicho, Shibuya-ku, Tokyo 151-0062 Japan

phone (03)3466-3311

URL http://www.vietnamembassy.jp/index_j.html

2)大阪ベトナム社会主義共和国総領事館 / Consulate-General of the Socialist Republic of Viet Nam in Osaka

〒541-0059 大阪市中央区博労町 1-4-10 エステート博労町ビル 10 階

10F, Estate Bakurocho Building, 1-4-10 Bakuro-cho, Chuo-ku, Osaka 541-0059 Japan

phone (06) 6263-1600

fax (06) 6263-1770

3) ベトナム商工会議所日本代表事務所 / Representative Office of Vietnam Chamber of Commerce and Industry in Japan

〒107-0052 東京都港区赤坂 6-4-20

6-4-20 Akasaka, Minato-ku, Tokyo 107-0052 Japan

phone (03) 3585-7349

fax (03) 3585-8492